

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算特別委員会会議録（2）（24. 3 定）			
日 時	平成 24 年 9 月 13 日（木）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 4 2 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	秋元委員長、佐々木（秩）副委員長、千葉・吹田・酒井・中島・ 新谷・山田・前田各委員		
説 明 員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、 総務部・水道局・教育部・保健所各参事、保健所長、会計管理者、 消防長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記 記録担当			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

昨日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任させていただきました秋元です。

もとより微力ではありますが、副委員長ともども公正にして円滑な委員会運営のため最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位をはじめ、市長、理事者の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には、佐々木秩委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、千葉委員、中島委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○新谷委員

◎泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書（仮称）について

それでは最初に、「泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書（仮称）」についてお聞きします。

市長は、泊発電所に関する情報の提供や意見を述べる仕組みなどについて要請した経緯があり、その内容が盛り込まれた案になっていることを評価したいとの答弁でした。当然、この要請は、福島第一原発事故の教訓から、市民の命や安全を考えて行ったものと再確認してよろしいですか。

○総務部参事

今の委員のお尋ねですけれども、これはおっしゃるとおり、東日本大震災に伴う福島第一原発事故を踏まえまして、やはり何より市民の安全・安心を守るために、あるいは万全を期することが重要であると、そのようなことから要請したものであります。

○新谷委員

それで、現行の4町村との「泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」なのですけれども、これはいつ締結されたものですか。

○総務部参事

既に結ばれている安全協定の4町村との締結時期でございますけれども、これは昭和61年2月8日と聞いております。

○新谷委員

今聞いたとおり、現行の安全協定も福島第一原発事故以前のものです。当然、今回のこの安全確認協定（案）は、福島第一原発事故の教訓を酌み取ったものでなければならぬのに、現行の安全協定よりも各市町村が関与できる範囲が狭くなっております。資料もいただいておりますけれども、いろいろ抜けている部分があるのです。そういう関与できる範囲が狭くなっているということに対しては、どのようにお考えですか。

○総務部参事

今、委員から狭くなったというお話がありましたが、今推し進められている安全協定と比較いたしますと条文も少ないですから、確かに狭いかと思いますけれども、ただ私どもとしましては、安全確認協定（案）の内容について、現行の安全協定と比較し、それから、これはもともと私どもで持っていなかったものですから、ゼロからそれぞれの条項を検証していきますと、我々が今まで知り得なかったいろいろな部分も意外とあるものですから、そう

いったものについて検証作業を行いまして、その結果において、いわゆる修正や、あるいは今、委員がおっしゃったように例えば追加するようなものがあるのかどうか、そういったことも含めて今後進めていきたいと考えてございます。

○新谷委員

狭くなっているのではないかということに対しての明確な御答弁はありませんでしたけれども、先ほども聞きましたように、市民の命、安全、これを当然前提にしたものだ。

そうしましたら、代表質問では、個別の条項については他町村の意見も聞きながら市としての考え方も整理していく段階だということでしたけれども、小樽市としての考えも当然持っていなければならないのでお聞きします。

現行の安全協定第 2 条、原子炉施設の新増設、変更、それから廃止などの計画の事前了解、これは安全確認協定(案)にはないのですけれども、これを事前説明として規定して加えるべきだと思いますが、いかがですか。

○総務部参事

現行の安全協定と比較いたしますと、今、委員のおっしゃった部分もありますけれども、ただ、現段階では、例えばこれを含めてもらうなど、そこまでは至っていないのです。それをどういうふうに、今後、今日もそうなのですけれども、各議員の意見なども聞きながら、それから各町村の意見も聞きながら参考にして、今御質問になった点も含めて総合的に判断していきたいと考えております。

○新谷委員

一つ一つのことに対しての見解を述べないというのは納得できませんけれども、議員や、議会の意見を聞いてということですので、あえて述べさせていただきます。

それから、安全確認協定(案)の第 8 条、新燃料の輸送に関する報告は事後報告です。これは代表質問で言いましたけれども、市民にとっては非常に不安なことです。このようなことがあったと後でわかったら、市民は本当に怒ると思います。ですから、この地元 4 町村同様に、事前連絡にすべきだと思います。

○総務部参事

新燃料の輸送に関する御質問でございますけれども、私どももいたしましたも、先ほど言いましたように、今、いろいろと現行の安全協定と比較していくと、安全協定にあって今回示された安全確認協定(案)にないというものも確かにありますし、これから内部でもいろいろと点検や検証作業を進めていく中で、小樽市として言わなければならない部分は道にも示していきたいと思ひますし、今、委員がおっしゃったことについても、我々としては関心を持っております。

○新谷委員

続いて、現行の安全協定第 13 条、発電所施設への立入調査も安全確認協定(案)にはないので、これも加えるべきだと思います。

それと、現行の安全協定第 14 条、原子炉施設の事故に伴う放射性物質の放出による地域住民及び周辺環境の被害を防止するため、緊急の必要があると認められるとき、原子炉の一時停止など、適切な措置の要求、これも安全確認協定(案)にはありません。これも加えるべきだと思います。これらについて見解を伺います。

○総務部参事

今、いろいろとそれぞれの情報について一步踏み込んだ御質問がありましたけれども、今回の大きなポイントである、今、委員がおっしゃったような立入検査などの部分についても、やはり相当掘り下げて考えていきたいと思ひますので、今の委員の意見も聞きながら、今後、小樽市の道への意向にそれを反映できるかどうかも含めて考えていきたいと思ひます。

○新谷委員

それから、15 町村との話し合いはどこまで進んでいるのでしょうか。

また、最終的に北海道に出すのは何月ごろになる見込みか、道からの催促はないのですか。

○総務部参事

ほかの15町村との話し合いでございますけれども、先ほど来申し上げているように、現在、それぞれの条項を基に私どもで精査・検討している段階でございますので、他の町村との話し合いは、今のところまだしておりません。今後、他の町村の意見も聞きたいと思っていますので、北海道に対しまして、意見交換会といったものの設定などをお願いしてみようかと思っています。

ただ、そのほかにも、後志管内の担当者が出席する「泊発電所に係る防災実務者会議」や、地域防災計画の計画策定ワーキンググループなどもございますので、そういった中でも他の町村の意見を積極的に聞いていきたいと思っております。

それと、今後の進め方なのですが、北海道から詳細な進め方についてまだ示されておりません。今回の安全確認協定（案）について示されたものに対して、それぞれの市町村のいろいろな考え方もやはりありますので、その意向をまずは示すという、その先についてはまだどのような形になるか、今のところ示されておりませんので、その辺の詳しい話はまだできないという状況です。

○新谷委員

代表質問で聞いたときには、これから総務常任委員会に安全確認協定（案）と安全協定の比較を示しながら、その意見を聞いてまとめたいということでしたけれども、そういう重大な問題が総務常任委員会だけでいいのかという気がします。先ほど言った件については、ぜひ取り入れていただくように再度要望します。

それから、住民説明会を要求しましたが、考えていないということでした。

しかし、安全確認協定（案）のこういう中身について、私たちは知り得る立場にありますけれども、一般市民はわからないのです。事後にこういうことを知ったら、原発をなくしたい、それから不安に思っている人が今たくさんいる中で、非常に市民の怒りを買うと思います。

それで、この安全確認協定（案）と安全協定の条文の対比を市のホームページに載せて、市民からの意見を聞くと、要望を聞くと、そういうふうにはできないのですか。

○総務部参事

代表質問でも申し上げましたけれども、やはりまずは議会や他の町村の御意見も聞きながらまとめていきたいと考えております。北海道が安全確認協定（案）をつくっているものですから、そのあたりがまず一つございます。それと、北海道がつくったものに対して今いろいろと検証しているのですけれども、例えば我々が各市町村で集まってゼロからつくり上げたものであれば、ある程度の考えを示すこともできるのですが、なにぶん北海道がつくったものですから、そのあたりはまず議会の意見も聞きたいと思っていますけれども、ただ、今、委員からお話がありましたように、やはり市民のいろいろな関心もあるでしょうから、道が一般公開している部分もあるようですから、そのあたりを工夫できるかどうかも含めて検討させてください。

○新谷委員

ぜひ検討して、市民に公開するようにお願いいたします。

◎泊原発所の防災体制について

それから、泊原発の防災体制なのですが、これは道議会で、共産党の真下紀子道議の質問に対して明らかになりましたが、泊原発から30キロメートル圏の要援護者、それから福祉施設の避難体制づくりが全くできていないということが判明しました。それで、北海道が出した資料を見ますと、後志管内の20市町村のうち、災害時要援護者の避難計画の策定は、17市町村で未定となっております。

小樽市は、昨日の一般質問でも、災害時の要援護者の避難計画に対する取組が明らかになりましたけれども、全体計画が未着手となっております。これは、後志管内で小樽市だけです。この全体計画の策定にいつ着手し、いつ

までに完成するのか、この点についてお聞かせください。

○総務部参事

今お尋ねのありましたこの計画につきまして、現在、策定作業を進めてございまして、できる限り年度内には策定してまいりたいと考えております。

○新谷委員

年度内に策定して発表するということですね。

くれぐれも、この安全確認協定、名称もこれでいいかどうかというのは、後志の他の町村でも別な名称にするというのも出ていますけれども、これも含めまして、私が先ほど要望した事項も取り入れられているところもありますので、ぜひ市民の安全、命、これを守る立場で要望も入れていってください。

◎水道問題について

次に、水道問題について伺います。

2008年度から2011年度までの各年度の8月、9月、2か月における使用水量が20立方メートル未満の件数、それから実際に使用した実績をもう一度お答えください。

○（水道）料金課長

各年度の8月、9月分の20立方メートル未満の使用者の件数と実際の使用水量でございますが、平成20年度につきましては1万8,624件、21万7,755立方メートル、21年度につきましては1万8,853件、22万1,519立方メートル、22年度につきましては1万7,982件、21万2,150立方メートル、23年度につきましては1万8,155件、21万9,103立方メートルとなっております。

○新谷委員

それでは、1件当たり、実際に使用しているのは何立方メートルか、年度ごとにお示しください。

○（水道）料金課長

各年度の平均使用水量についてでございますが、平成20年度につきましては11.7立方メートル、21年度につきましては11.7立方メートル、22年度につきましては11.8立方メートル、23年度につきましては12.1立方メートルとなっております。

○新谷委員

これは使用水量が一番多い2か月ですので、年間を通しますともっと少なくなるということが言えると思います。それで、実際には平均12立方メートルしか使っていないということがわかりましたが、資料を出していただきました。各市の水道料金（家事用）です。いろいろ書いてありますけれども、12立方メートルを使用する場合、江別市、旭川市、釧路市、苫小牧市、帯広市、北見市は高いですからいいですが、この各市での徴収料金は幾らになるのか、これをお示しください。

○（水道）料金課長

12立方メートルで、まず上から、旭川市につきましては2,142円、釧路市につきましては2,316円、苫小牧市につきましては2,121円、帯広市につきましては2,457円、江別市につきましては2,205円、北見市につきましては2,961円となっております。

○新谷委員

北見市は高いですけども、そのほかの市は小樽市よりも低い料金となります。

それから、従量水量を見ますと、苫小牧市、帯広市、それから旭川市もそうですが、江別市、北見市、1立方メートルから16立方メートルあるいは17立方メートル以上ということで、16立方メートル以下を安くしているというふうに読めますけれども、これらは水道水をあまり使わない人のために基本水量を小さくし、しかも従量水量を分けて設定しているのではないですか。

○(水道)料金課長

この基本水量を小さくしていることにつきましては、少量の使用者に配慮された基本体系になっていると考えております。

○新谷委員

平成23年度小樽市各企業会計決算審査意見書を見ますと、1立方メートル当たりの有収水量が出ていますが、経常収益がおおむね安定している中、経常費用が減少傾向にあると、経常損益の黒字が増加する傾向となっていると、23年度は少し下がりましたが。こうやって累積赤字も解消してきました。水道事業は何のために行うのか、目的について改めてお聞きしたいと思います。

○(水道)総務課長

水道局の使命といいますか、住民の方、企業の皆様方が安全で安心な水を滞りなく安定的に供給することだと考えております。

○新谷委員

それは当然なのですが、水道事業は安定した経営と同時に、地方公営企業法第3条で、公共の福祉を増進するように運営されなければならない、こういうふうに記載されております。ですから、料金を下げてほしい、基本水量見直しをという市民の願いは当然でありますし、見直すべきではないでしょうか。そして、基本水量と従量料金、2段階に分けて試算をしてみるということとはできないのですか。

○(水道)総務課長

最初に、今、地方公営企業法のお話がありました。同法第3条に経営の基本原則としまして、「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」と定めております。これにつきましては、地方公営企業が経済性を発揮して、能率的、合理的な運営を行い、最少の経費で最良のサービスの提供を行いまして、そのことによりまして公共の福祉、住民の福祉の向上に資するものであると考えております。

次に、料金の値下げですけれども、今後の施設の老朽化に伴う更新費用や維持管理費、さらには料金収入が減少し続けている状況等もありますので、これらを勘案しますと料金の引下げはできる状況にはないと考えております。

○新谷委員

私が言ったのは料金の引下げだけではありません。基本水量と従量料金を、他都市では少なく使う人に配慮してやっていると、先ほどおっしゃいました。そのように試算はできないのですかと聞いたのです。

○(水道)料金課長

これから試算していきたいと思っております。

○新谷委員

ぜひ試算してみてください。

◎洋式トイレ化について

次に、洋式トイレについて伺いますが、生活環境部所管施設、それから教育委員会所管施設の、女性用で申しわけありません、女性の声の大きいものですから、女性用トイレ全体と、それから洋式の数、割合についてお示してください。

○(生活環境)辻主幹

女性用トイレの件ですけれども、市民会館については、29個のうち洋式は6個、約2割です。公会堂は、5個のうち洋式は2個、4割です。市民センターにつきましては、18個のうち洋式は6個、3分の1です。いなきたコミュニティセンターにつきましては、8個のうち洋式は4個、5割となっています。

○（教育）総務管理課長

教育委員会所管の施設について申し上げます。

生涯学習プラザにつきましては、個室が 3 か所ございます。そのうち 1 か所が洋式になってございます。3 分の 1 ですので 33 パーセントです。美術館、文学館も一緒ですが、これにつきましては 11 か所ございます。そのうち洋式化されているのは 1 か所、9.1 パーセントでございます。総合博物館につきましては 17 か所ございまして、そのうち 5 か所が洋式化されております。29.4 パーセントです。それから、図書館につきましては、4 か所あるうち 1 か所が洋式にされてございまして、25 パーセントとなっております。

○新谷委員

古い施設ほど少ない傾向にあるかと思うのですが、小樽市も御存じのように高齢化が進んでおりますし、女性用トイレを、ぜひ洋式にしてほしいという声が寄せられております。とりわけ市民会館は何かイベントがあるときに使うことが多いのですが、一斉に押しかけて、トイレ自体も少ないという気もしないでもないのですが、わずか 20 パーセントです。一遍にとは言いません。徐々に洋式にしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（生活環境）辻主幹

市民会館、公会堂の利用者から、トイレを洋式化してほしいという意見をたくさんいただいていることについては、私どもも認識しております。

しかし一方では、市民会館、公会堂では老朽化が進んでいて、修繕しなければならない箇所がたくさんあることも確かなのです。昨年度は、公会堂の屋根、それから暖房器具の修繕、今年度は、市民会館の内線電話の取替えなどを行ってきました。これからも限られた予算の中で、緊急性、必要性に応じ、優先順位を考えながら進めていきたいと思っております。

○新谷委員

それもわかりますが、トイレは非常に大事な問題なのです。ですから、いろいろあると思えますけれども、ぜひ、優先順位と言わないで、一つでも二つでもつけていくということをお願いしたいと思います。

○生活環境部長

先ほど主幹からも答弁がございましたとおり、洋式化については、私どもの耳にも届いております。繰り返しになるのですが、両館とも、特に市民会館もいろいろと老朽化が進んでおりますので、そういった意味では、緊急性等も勘案しながら、できることから手をつけていきたいと思っております。

○中島委員

それでは、この間の職員の不祥事の問題について何点が質問したいと思います。

本年 5 月に福祉部地域福祉課で国庫支出金返還金に係る支出事務の遅れによる延滞金の発生、6 月には旧保護課の職員による書類流出、7 月には市役所幹部職員の飲酒運転と不祥事が続いております。大変残念なことに、市民の信頼を損なう事件が続いているということです。

◎生活保護に関する公文書等の流出について

初めに、旧保護課の公文書流出問題ですが、もう 2 か月ぐらい前になりますから、簡単に説明をしてください。

○（福祉）生活支援第 2 課長

事件の主な説明ということですが、本年 6 月に、札幌市内の中古車販売業者が取り扱った車の中から、小樽市の生活保護業務に関する個人情報が含まれた書類が大量に発見されたという報告があり、小樽市でこの書類を精査したところ、平成 14 年度の資料で 117 種類、2,127 枚の書類があり、その中に個人情報が延べ 1,638 名含まれていたこ

とが判明しました。それは、14年当時、保護課に在籍していた職員1名が、この書類を持ち出しまして、車に入れたまま、これを入れたことを忘れて中古車業者に下取りに出してしまっていて、それがめぐりめぐって札幌の業者に行き届いて今回の発見に至ったと、そのような状況でございます。

○中島委員

1,638名分の書類ということですが、資料を出していただいておりますので、内訳は資料のとおり117種類、2,127枚ということですが。

一般的にこういう書類は、通常どのように処分あるいは保存をされているのでしょうか。

○（福祉）生活支援第2課長

今回、2,127枚という数になりましたけれども、この書類の取扱いについては幾つかに分かれていまっていて、一つは、ケース台帳といいまして、生活保護を受けている世帯のあらゆる書類を取りまとめている台帳があるのですが、こちらのほうにつづいて、必要な保存期間の経過後に溶解処分をするというものでございます。

もう一つは、生活保護の決定に係るための作業に使う資料でございまして、これはその業務が終わりましたら、その都度、溶解処分又は現在は焼却処分すべきものでございます。

そのほかに、業務関係以外の書類も若干まぎっていましたが、まずそのケース台帳につづいて、保存期間中は保管する普通の書類につきましては、今回、主に医療関係が多かったのですけれども、この書類については、医療担当係が医療機関とやりとりをして、医療関係の業務が終わった後で担当のケースワーカーに書類を引き渡します。担当のケースワーカーは、その書類をケース台帳につづるという作業を行います。

医療関係以外のものについては、担当者が生活保護を受けている方から直接もらった書類や、業務の中で自分が発行した書類も、保存期間が経過するまではケース台帳につづりまして、保存期間経過後に溶解処分をすると、そういう流れになってございます。

○中島委員

溶解処分というのは、具体的にどこでやるのでしょうか。溶解というのは、溶かしてしまうという意味ですね。そこら辺はどういうふうにするのですか。

○（福祉）生活支援第2課長

この業務としては、生活支援課におきましては、箱に溶解処分すべき書類を入れまして、月に1回、業者に引き渡しまして、業者のほうではそれを溶かすというふうにしております。

○中島委員

そういうことであれば、今回の流出した書類は、担当職員がその整理を怠って、書類を持ち出して、自分の車の中に放置したまま10年間ぐらいわからなかったと。そして、本人ははっきりとした記憶がないと話をしていたようですが、その後、この職員との話合いの中で、なぜ持ち出したのか、その経過については明らかになったのでしょうか。

○（福祉）生活支援第2課長

結局、本人は最後まではっきりした記憶がないということですので、ただ状況的に自分が下取りに出した車に入っていたことは間違いないだろうということで、自分の責任であることは認めています。

○中島委員

現在もはっきりした記憶がないまま、経過しているということですが、結局処理しきれなかった仕事を自宅を持ち帰ってしまったという気はするのですけれども、そういう判断でよろしいのでしょうか。別の意図があって持ち出したのでしょうか。

○（福祉）生活支援第2課長

本来であれば職場でつづるべき書類なのでしょうけれども、こなしきれなくなって、持ち帰って何らかの形で区

別などをしようとしたのではないかと我々は考えています。

○中島委員

本来、そういうことであれば、業務時間内に処理できずに、結局 1 人の仕事量として適切な状況ではなかったのではないかという心配がないのかということなのですが、現在に至っても、ケースワーカーの担当人数、あるいはこの時間外勤務の問題で、仕事が多すぎて第 2 第 3 のこういう問題が出てくる心配はないのか、そういう点で仕事量としてはどうなのでしょう。

○（福祉）生活支援第 2 課長

ケースワーカーの標準数から見ますと、現在、小樽市では 5 名ほど人が足りない状態でございます。ですから、厚生労働省で定めている標準数であれば、今よりも楽になるということは間違いないと思っております。ただこの 5 名が足りないがために、どれだけの業務が増えて、今回のようなことがあるかどうかということまでは、結局は、今、ほかの職員は、この当時もそうですけれども、皆さんしっかりとつづっているわけですから、人が足りないことが原因とまでは、はっきりとは断言できないというふうに考えています。

○中島委員

結局、今回の問題が発覚して、保護課としては業務用の関係書類を外に持ち出しているという問題が、10 年前ですけれどもありました。そして、適切な書類整理がされていなかったということも明らかになりました。この 2 点について、現在の生活支援課の中で同じような問題が起きていないかどうか、現場での確認、点検はされたのでしょうか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

今回の事件が発覚してから、例えば個別に聞き取り調査をしたとか、アンケートをとったとか、そのようなことはしてございませんが、書類の持ち出しが禁止されているということは、当然職場内で徹底しておりますので、そういった中で問題があれば、それを検証するという形にはしております。

○中島委員

カルテ整備はどうですか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

その当時問題になった医療券でございまして、これは当時、使用しなかったものが医療機関から戻されてきまして、それを担当ケースワーカーに渡していたのですけれども、今はそういったことはしていませんので、医療機関で処分しておりますので、これらの問題については一部解決しております。

○中島委員

それでは、今回のように公文書を紛失してもチェックできなかった職場の体制の問題についてはどういうふうに考えるのか、今後はどのように改善するのか、このあたりについては話合いがされて、こういった方向性が出ているのでしょうか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

この書類については、なかなか難しいところで、例えば医療関係につきましても、実際に病院にかかっていなければ、書類は当然発行されないわけです。ですから、生活保護受給者のケース台帳を見たときに、例えば医療関係の書類がなければ、これはそもそも発行されていないのか、あるいは発行されているのだけれども処理が遅れてつづられていないのか、それとも担当が机の上に置いたまま未処理の状態なのかという判断が非常につきづらい状態です。ですから、書類を見て判断するということが非常に難しい状態であることは確かです。

実際にこの当時から改善されている部分もございまして、今後の改善については、まず書類がどうというよりも、各担当ケースワーカーの業務の遅れ、結局、机の上に少しずつ書類がたまっていくわけですから、そういったものに気づいて未然にチェックができるか、そういったことについて重視していくことになるかと思えます。

なお、9年前から現在に至るまでの改善経緯につきましては、今回のような個人情報流出の数が増えた理由としては、個人情報が入った裏紙の使用などがあったのですけれども、そういったことは禁止されているということと、あと組織そのものも、当時は保護課でしたが、今は生活支援第1課、第2課に分かれていますし、課長が1人増えていると、そして係長も増えているということで、そういった意味でのチェック体制の人数は増えていると、そういったことで改善されているというふうに考えております。

○中島委員

現在の状況についてはわかりました。

◎国庫支出金返還金に係る支出事務の遅滞について

次に、国庫支出金返還金に係る支出事務の遅滞について質問いたしますが、議会には福祉部から経過説明の資料が提出されております。この資料については今日特別用意しているものではありませんけれども、この問題について簡単に説明してください。

○（福祉）地域福祉課長

このたびの国庫支出金返還金に係る支出事務の遅滞の概要についてですけれども、福祉部地域福祉課所管の国庫支出金でございます障害者自立支援給付費等国庫負担金について、平成22年度に国から交付を受けたもので、概算交付されておまして、精算の結果、約2,800万円を返還するということになっておりました。それが23年度中でございますけれども、24年3月19日に返還額、それから返還期限、納期限の通知がありました。それで、納付書については、その後、4月中旬ごろに届き、納期限が4月27日になっておりましたが、この支出事務を失念し、納期限を過ぎてしまったものでございます。

その後、5月8日に北海道から超過交付額が返還されていないという連絡が入りまして、5月9日、返還金に係る支出事務を行い、北海道に支払いました。

その後、7月18日に延滞金が納付されていないという連絡が北海道から再び入りました。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律というものがございまして、納期限を過ぎた場合には、この法律に基づいて延滞金がかかることになっておりますけれども、返還金を払う際に延滞金を払っていなかったために、北海道から延滞金が払われていないという連絡が入りました。

その後、8月9日、この延滞金については、損害賠償の扱いという判断をいたしまして、市長が専決処分をし、8月10日、支払ったというものでございます。

○中島委員

主な原因は、担当職員が納期限までの事務を忘れていたというふうにされておりますけれども、この職員はこのような業務になれていない状況だったのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

この職員につきましては、これまで直接補助金の返還に係る事務をしたことはございません。ただし、市役所に採用されて間もない、いわゆる新人職員ではございませんので、大まかな流れについては承知していたということは確認しています。

○中島委員

地域福祉課では、こういう概算で支払われたお金を精算して、その後また返還するという仕事が多いと思うのですが、こういう事務作業が来たときの一般的な流れというのですか、そういう課長、係長、担当部署への流れについては、普通はどのような形で流れていくものなのでしょうか。どこで、どういうチェックをしていくものなのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

まず、補助金が交付された翌年度に、この補助金に係る精算行為がありまして、多くもらってれば返しますし、

少なれば国から不足分をもらうということで、額の確定作業がございまして、それは担当者が書類を作成し、課長まで決裁が流れていきます。その後、その資料を北海道を通じて国に報告しますけれども、補助金が幾らに確定しましたという通知が国からございます。これは事務連絡で来ますので、課長である私まで決裁されることとなります。その後、その確定に伴っていつまでに幾ら返還しなさいというのが正式な文書で通知されます。これも同じように決裁を経ますので、私の目には当然触れております。その後、実際に納付書が届きまして、通常の支出処理をして会計課に回して、今回の場合は返還ですので支払を行うという流れでございます。

○中島委員

国から来たものについては、課長の決裁が入って担当におけると。それでは、担当のほうでその仕事をし終わった後にはどこが確認をする仕掛けになっているのですか。

○（福祉）地域福祉課長

本来でありますと、納期限が記載された通知文書が決裁として回ってきますので、私のほうでチェックすべきだったと思いますけれども、回ってきた時点で、これはもう当然に払われるものだという意識がありまして、結果としてはチェックできる体制にはなっていなかったということでございます。

○中島委員

それでは、この再発防止のところには、「本件は、平成22年7月に示された業務事故防止の指針の内容について関係職員が理解し、それに沿って業務を行っていれば未然に防ぐことができたと考えられる」と書いてありますが、この指針のどの部分を指してそのようにおっしゃっているのですか。

○（福祉）地域福祉課長

この業務事故防止の指針につきましては、平成22年7月に出されておりますけれども、この中にミスを想定したシミュレーションというのがあります。ミスは起り得るものなので、複数の目でチェックすること、これがまず一つ目です。

それから、コミュニケーションという項目もありまして、今回の案件につきましては、北海道から連絡が来るまでこの職員はだれにも相談していなかったという事実がありますので、相談しやすい職場づくり、これに心がけること、これが二つ目でございます。

それから、三つ目に処理簿の作成ということも掲載されております。これに基づきまして、今回の案件を受けて、この処理簿を複数の目でチェックできる体制というのもつくりました。

それから、四つ目は定期的な確認ということで、今回、この業務事故防止の指針については、全職員に改めて周知しましたけれども、時間がたてば、またその内容についての意識が薄れていくことも考えられますので、定期的にこの内容については確認したいと思っています。

○中島委員

ここまで聞いて、私も他のセクションの書類の流れについても二、三か所確認いたしました。今、課長がおっしゃったように、初め来たときにはどのような書類が来たかという確認はすると。しかし、その書類ができ上がって、出ていくときについては何らチェックする仕組みがないということも、各課の共通の現在のレベルだということがわかりました。ですから、結局きちんとした仕事が行われているかどうかについての最終点検をする場がないというのが現状ではないでしょうか。

業務事故防止の指針は、高額療養費未請求問題で6,000万円以上の大変な負担を起したときにつくったものですが、その中では、共通の様式で年間スケジュールを作成し、担当者がどのような業務をいつまでするのか、職場全体で共有するとありますが、職場全体までいなくても、せめて課長とか、そのレベルで、どの時期までに何が来なければならないかということをチェックする仕組みがないというところに同じ問題が起きているのではないのでしょうか。

この問題については、私は、この業務事故防止の指針がどのセクションで、どういう議論をされて生かされてきたのかということについて、きちんと点検・推進する必要があると思います。

それで、市長あるいは副市長に聞きますけれども、この指針を遂行する責任はどこにあるのですか。実務的な点検や内容について、どうやって確認しているのでしょうか。

○副市長

それぞれの国庫返納金ですとか、そういうチェックは各部署が責任を負うことになっておりますが、今言われるとおり、普通であれば一覧表をつくって一行一行消していく作業が行われることは当然だと思います。そういうものに書かなくてもやっているべきものであると思います。ただ、そこが抜けているということでもありますから、今後、一覧表のようなものを作成して、消す作業というのは、一つの作業として加えていかなければならないものと思っております。

ということで、今後の防止の一環というよりも、その事務の一環として当たり前のことですので、作業に加えていきたいと思っております。

○中島委員

課によっては大変煩雑な仕事が多くて、わかっているけどできないという話も一部で聞いております。ですから、原則は、自分の課で何が問題で、どこまでならできるのか、最低どこをやろうという話合いがされるかどうかだと思うのです。職場ミーティングはそういうものではないかと思うのです。人間関係をつくるだけではなくて、業務を成立させるために率直な話合いと、仕事の向上のための話合いと積み重ねが必要だと思いますが、そういう通達でなくて、話し合っ改善し変容するまでに至るための話合いとチェックをどこが責任を持つかということが非常によくわかりません。コンプライアンス委員会が立ち上がっておりますが、コンプライアンス委員会は職員の倫理の問題で役割を果たすと聞いていますけれども、今回のこの続いている問題について、どのようなかわり方をするかということでは何か動きがあったのでしょうか。

○（総務）コンプライアンス推進室長

今回のような事案があった場合なのですけれども、これにつきましては、一つは、その都度委員会を開くという方法もあると思いますが、ただこういった事案は、危機管理の観点からいいますと、できるだけ早く市民にも公表しなければいけないということがありますので、これは内部でも検討いたしましたけれども、コンプライアンス委員は、それぞれ仕事を持っている方もおりますので、そういったことで言いますと、日程調整をして委員会を開いて、それから公表していくというようなことになりまして、やはり一定期間必要になりますので、そういったことよりは危機管理の観点から、できるだけ早く今わかっていることを皆さんにお知らせすることを優先したほうがいいのではないかと判断になりまして、今回のようなことにつきましては、コンプライアンス委員会を経由しないで、わかっていることをまずは公表させていただいたと。

ただし、当然この公表した内容は報道されておりますので、新聞報道の内容等につきましては、このコンプライアンス委員会の委員につきましては3名おりますけれども、その3名の委員にその都度、新聞報道の内容等をお送りいたしまして、事務局からこういった事案の概要を説明させていただいて、こういったことが起こるたびに連絡はとってございます。

ただ、このコンプライアンス委員会は、年2回ほど定例の委員会を開きたいというふうに思っておりますので、それで既に1回は開いておりますが、次回につきましては、こういった事案をまとめて正式に報告させていただいて、その上で、それぞれの事案について御意見があるかどうかわかりませんが、その段階でまとめて委員の御意見や御提言をいただきたいというふうに考えてございます。

ですから、今お尋ねの、それぞれの事案でコンプライアンス委員会が携わったかということにつきましては、個別には携わってございません。

○中島委員

コンプライアンス委員会が具体的ななかかわりで指導や調査をするといった、こういうことが起きないようにするための動きが結びついているものではないということがわかりました。それでは一体どこでこういう問題を改善するための具体的な役割を果たしていくのかというところが、私は今回よくわからなかったのです。各職場に通達を出して終わりにするのか、それに基づいてどのような話合いがされて、どういう改善をされたのか、そういうところまで話し合ったり確認したりして、全体を改善させていくための推進力というのはどこになるのでしょうか。

○（総務）コンプライアンス推進室長

実は、この業務事故防止の指針ができたときというのは、平成22年7月なのですけれども、これを全職員に配って、その配ったときにただ配りっぱなしではなくて、たしか22年11月ごろだったと思いますけれども、それぞれの部局、職場から、どういった形で職員に徹底したのかということを集約しております。ですから、それぞれの職場に、ただ配ったわけではなくて、当然周知徹底するように、その効果を求めるように、その周知徹底の結果を集約しております。

ただ、22年ですので、期間が一定程度たっておりますから、先ほど来出ております職場ミーティングや職場研修といったところで、風化しないように、改めて職員に周知徹底するように、そういった対策は図ってまいりたいというふうに思っております。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○前田委員

◎生活保護について

生活保護に関連して質問させていただきます。

まず、生活保護申請にかかわる調査や審査の流れについて説明してください。

○（福祉）生活支援第2課長

生活保護の申請につきましては、まず相談室で、生活が困ったということで受け付けます。そこで、一定の判断をしまして、生活保護が必要だということになりましたら、その場で生活保護の申請を受け付けます。そして、生活保護の新規調査担当者が、その世帯の実態や収入等を調査しまして、生活保護の可否について決定します。そして、基本2週間、14日という日程で決まっていますけれども、その期間の中で生活保護の決定を下すという流れになってございます。

○前田委員

次に、生活保護世帯や相談者の実態調査について、現状ではどのように行っているのか、項目というのですか、範囲について、また調査の限界などがあれば、これらについてお聞かせください。

○（福祉）生活支援第2課長

調査についてですけれども、まず生活保護の申請があった場合については、その世帯の方すべての収入と最低生活費、あるいは生活歴、資格、病気等について調査をいたします。

生活保護がいったん開始になったケースにつきましては、定期的に訪問をしまして、収入の状況あるいは健康状態、生活実態等について随時、変化がある部分も含めて調査するとともに、相談事項等がございましたら、それを聞いていくということになります。

○前田委員

そこで、9月10日、本市において、「生活保護費不正受給で女を逮捕」との報道がありました。この事実関係についてお聞かせください。

○(福祉)生活支援第2課長

これは、9月10日に小樽警察署で、生活保護費を受給している方を生活保護法違反で逮捕したということです。私どもも逮捕されるまではわからなかったのですけれども、警察の調査で逮捕に至ったということでございます。

○前田委員

それで、今回、こういう逮捕ということになったのですけれども、これまでも不正受給は恐らくあったのだらうと思いますが、逮捕された事例は今まであったのですか。

○(福祉)生活支援第2課長

逮捕に至った例は、これまではございません。

○前田委員

ないということでもいいですね。

それで、今回の逮捕に当たり、本市というか、生活支援課からと思いますけれども、警察への情報提供はあったのか、また逮捕を前提にこの情報を提供したのか、この辺についてお聞かせください。

○(福祉)生活支援第2課長

今の御質問を含めて簡単な経過について説明しますと、まず、この生活保護を受けている方について、収入状況調査をしましたところ、収入の申告内容に疑義があるということで、本人にいろいろと調査をしたのですけれども、本人は不正を認めないということで、生活保護法の調査権には限界があるものですから、その調査について警察に相談、依頼をしたということでございます。そして、警察の調査に当たって、私どもは必要な資料を提供しております。そして、警察の調査の結果、逮捕に至ったという状況でございます。

○前田委員

ということで、繰り返しになりますけれども、今まで逮捕された事例はないと御答弁いただきましたが、ほかに逮捕には至らなかったけれども、情報を提供したということはこれまでもあったのですか。

○(福祉)生活支援第2課長

不正受給があった場合、生活保護法では、その不正受給に係る額を徴収すると同時に、告訴・告発するかを検討することになっております。告訴・告発ということになりますと、これは法律に基づいて逮捕に結びつくのですけれども、今回についても、これまでの数十件についても、告訴・告発に至っているものはございません。今回も、告訴・告発といった話にはなっていないのですが、不正受給であることを確認するために警察に調査を依頼したという状況です。

○前田委員

それで、この方は不正受給したということになっていきますので、こういう不正受給した金額というか、こういったものの使い道、これらに何か問題はなかったのかあったのか、この辺はどのようにとらえておられますか。

○(福祉)生活支援第2課長

不正受給ということですので、適正な使い方ではなかったとは思いますが、この件につきましては、まだ警察で調査中ですので、私どももこの経過を見て、今後、徴収等についても決定したいというふうを考えております。

○前田委員

なかったのかあったのかを聞きましたけれども、先日も隣の札幌市で、車もたくさん持っていたり、違法薬物を買ったり、事故を起こしたりといろいろなことがあったので、そういうお金が必要だったからそういうことをしていたのだらうと思います。その辺のことについてはまだわからないと、車を持っていたとか、そういうことについてもまだわからないということなのですね。

今回の生活保護費の不正受給者逮捕に至った大きな要素は、生活状況の確認など実態の把握に努めた結果だと、

今答弁がありましたように思います。

それで、現在、調査中の案件も含め、本市では年間、どの程度の不正受給が発生しているのか、また直近 5 年間の件数と不正受給額について、わかればお聞かせください。

○（福祉）生活支援第 2 課長

大変申しわけありませんけれども、5 年分については…

（「では、3 年分でも結構です。直近でもいい」と呼ぶ者あり）

すぐ出ませんので、後ほど提出したいと思います。

○委員長

何か出るそうです。

○（福祉）生活支援第 2 課長

件数が、平成 22 年度において 62 件という部分で……、申しわけありません、数字が間違っているようでございます。

○前田委員

数字を押さえていないのですか。62 件は今聞きましたけれども、ふだんから数字といったものは押さえていないのですか。

（「持ってきていないだけでしょう」と呼ぶ者あり）

○（福祉）生活支援第 2 課長

数字は押さえていますけれども、今手元に持ってきてございませぬので、後ほどお渡ししたいと思います。

○前田委員

そういうことで、そのパーセントといったことは今聞こうと思ったけれども、持ってきていないので答弁できないということで、わかりました。

それで、そういった不正受給で得たお金は返還してもらっているのだらうと思いますけれども、今までどのような取扱いをされてこられましたか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

不正受給につきましては、生活保護法第 78 条で、これまで支給した額を徴収しているわけですが、実際にはそのことによって生活保護が廃止になる方がいまして、そういう方からはなかなか全額を返還いただけていないというのが実態でございます。ですから、徴収率は低いということになります。

○前田委員

数値については低いと、そういうアバウトな答弁なのでございますけれども、どの程度戻されてきているのですか。札幌市では裁判に訴えてうんぬんというような話も聞いていましたから、小樽市の場合は、実態はどうなっているのかを聞きたかったのですけれども、再度何か答弁はありますか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

不正受給の調定額と収入未済ということで答弁させていただけるのであれば、手元にある資料ですと、平成 22 年度で調定額は、21 年度以前の繰越分も含めて約 7,100 万円です。そして、これは少し古い資料になりますけれども、24 年 2 月 13 日現在で、収入未済額は約 4,700 万円となっております。

○前田委員

いずれにしても、貴重な税金、高額な数字が累積されているようでございます。

そういったことで、今後も、この調査といったものについて遺漏のないように、生活保護申請にかかわる調査や審査、保護費支給開始後の実態調査などについて、御苦勞ですけれども、努めていただきたいと思っております。

○（福祉）生活支援第 2 課長

不正受給にかかわる告訴と告発の基準につきましては、現在、厚生労働省でその基準づくりに取り組んでいるところでございます。今はそういう基準はございませんで各自治体に任されているところなのですが、全国的にやはり問題になっているということで基準づくりをしていますので、そういった経過を見ながら、小樽市としても取扱いを徹底していきたいと思っております。

それとは別に、もちろん我々としても不正受給は許せませんので、そういったものについての調査は、これからも徹底していきたいというふうに考えています。場合によっては、警察との連携も行っていきたいというふうに考えております。

○酒井委員

それでは、私から 2 点ほど、代表質問の中から確認をさせていただきたいと思います。

◎冬季の計画外停電について

初めに、計画外停電について何点か聞きたいと思います。

冬季において計画外停電が発生した場合なのですが、計画外停電を想定した場合に、恐らく対策本部が置かれると思うのですが、それはどこに設置されるのか、また通常の電話などが使えなくなるので、その辺の対処方法などをお聞かせいただけますか。

○（総務）小濱主幹

冬期間の大規模停電時の災害対策本部についてですが、停電によりまして市民の身体、生命に危険が及ぶ場合など、状況に応じまして地域防災計画にある基準に準じて災害対策本部などを設置する必要もあると考えております。この場合、本部につきましては、市長応接室に設置することとなります。

停電になりますので、機器の使用につきましては、本部に使用できる非常用の発電機を用意してございますので、本部の機器等については使用可能というふうになっております。

○酒井委員

この場合、大規模停電が予想されるかと思えます。その場合に、電話などの通信手段がまず確保されるということで、それはまず確認しました。

それで、北海動電力、それから北海道との連携、情報の共有をスムーズに行わなければいけないと思うのですが、この場合、通常の電話ですと恐らく北電側の回線がパンクしてしまうのではないかと想定がされるかと思うのですが、例えばホットライン、専用回線ですとか、無線ですとか、何かそういう情報手段などの用意はされているのか、その辺についてお聞かせください。

○（総務）小濱主幹

北海道や北海道電力との連絡、情報手段ということですが、災害時におきまして、北海道との伝達手段につきましては、地域防災計画などに定められておりますので、それらに準じて行うこととしております。

通信手段につきましては、道が、道と道内各市町村間を結ぶ北海道総合行政情報ネットワークというシステムを整備しております。こちらにつきましても、非常用発電機も用意されておりまして、停電時にもこのシステムについて IP 電話などにより情報伝達を行うこととなります。

北海道電力との間につきまして、停電時、ふだんもですが、消防本部と北電の間に専用回線がございます。これにより連絡が入りまして、市関係部局等にも情報が伝達されることになっております。

○酒井委員

これで北海道と、それから北電と小樽市がつながって情報伝達ができるということなのですが、次に考えることは、やはり長時間停電になった場合に、まず飲食、食べ物や飲み物については協定を結ばれているということなの

ですが、具体的にどういうものが用意されているのかをお聞かせください。

○(総務)小濱主幹

冬季の停電で避難所を開設した場合の非常食などについてですが、現在、小・中学校の避難所にアルファ米やクラッカーといったものを備蓄しております。そのほかに、食料品や日用品などについて、市で締結しております「災害時における応急生活物資の供給等に関する相互協定」もございますので、これもあわせて対応してまいりたいと考えております。

○酒井委員

冬季に計画外停電が発生した場合、やはり一番心配なのが暖をとること、暖房の設備を確保することだと思うのですが、この辺についてはどうでしょうか。

○(総務)小濱主幹

暖房についてですが、市では、LPガスや暖房器具についても、災害時の供給などについて協定を締結しております。その協定の締結によるほか、避難所機能強化事業として本年度から5か年の計画で、避難所に石油ストーブを配備する予定ですが、今年度は津波避難所22か所を先に配備する予定ですので、それらの活用も図ってまいりたいと考えております。

○酒井委員

この計画外停電がもし発生した場合に、全道、若しくは北海道の半分ですとか、本当に広域に及ぶことも考えられます。一応いろいろと協定を結んでいるということなのですが、それで果たして間に合うかどうかというところの検証もぜひ進めていただきたいと思ひますし、これは停電だけではなくて防災にかかわる部分でもありますので、しっかりと進めていただきたいと思ひます。

また、災害時要援護者に対する安否確認について、答弁では国や道との連携で対応するとのことでしたが、まずは小樽市としてどのように対処していくのか、その辺についてはどうでしょうか。

○(総務)小濱主幹

ひとり暮らしの高齢者の方など、災害時要援護者への対応ということですが、こちらにつきましては、災害時要援護者として市に登録されている方につきましては、市の関係部局やほかの関係機関、又は民生・児童委員をはじめとした地域の方々と連携もしながら、安否の確認等を行っていきたいというふうと考えております。

○酒井委員

計画外停電ということで、北海道電力の見解としては、電力需要が伸びる12月から2月ということで、そういう発表もありましたので、災害もそうなのですが、きちんと体制を整えていただきたいと思ひます。

◎保育所への苦情に関する窓口と対応について

次に、保育所の運営について、何点か確認させていただきたいと思ひます。

まず、保育所に、例えば苦情などが寄せられた場合に、通常どのように受け付けるのか、また規定などを見ますと、窓口も設置されているようなのですが、その辺についてお聞かせいただけますか。

○(福祉)子育て支援課長

今、御質問がございました保育所施設への苦情に関する窓口、対応についてですけれども、まず苦情の受付の体制といたしましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第14条の3に、苦情への対応ということが規定されています。また、保育所保育指針の中で、苦情解決に関する規定がございます。そうしたものに基づいて、苦情解決の仕組みとして、利用者から苦情を受け付ける苦情受付担当者、それから苦情解決の責任主体となる苦情解決責任者、それから苦情解決に対しまして社会性や客観性の確保という面、また利用者の立場や特性に配慮するというところで第三者委員、そうしたものをあわせて設置することとしております。

市の保育所におきましては、苦情受付担当者は主任保育士を充て、苦情解決責任者には保育所長を充てておりま

す。第三者委員としては3名充て、内訳は民生・児童委員2名、社会福祉士1名です。民間においてもほぼ同様の体制で、そういう仕組みを持っているというふうに認識しているところでございます。

それから、その受付後の対応ですけれども、今申し上げた仕組みにつきましては、その仕組みというよりは、現実的には、日々利用されている方々が多いものですから、やはり利用者から直接施設側にそうした形のお話や御照会などが寄せられる場合が多いというふうに認識をしております。その内容にもよりますけれども、施設での一定の検討が必要であれば、そうした検討の後に、その施設の考え方を利用者に伝え、理解をいただくように努めている、そうした例が多いというふうに認識をしております。

○酒井委員

ちなみに、市側に、例えば子育て支援課などに苦情があることもあると思います。この場合の対処法などについてもお聞かせいただけますか。

○(福祉) 子育て支援課長

利用者から市に苦情や御意見などが寄せられた場合の取扱いですけれども、基本的にその内容を当該施設の施設長へ伝えることといたしております。

また、利用者の御意見によりまして、匿名の場合と匿名でない場合がございますけれども、最終的に、例えば施設等が協議した結果を知らせてほしいという利用者の御意向があれば、そうした御意向も踏まえて、当該施設とやりとりをし、後日お知らせするなどのことを行っております。

○酒井委員

あと、保育所との間で、例えば保護者との連携、連絡などについてどのようになっているのか、法令でこういうことが示されている部分があればお聞かせいただきたいと思います。

○(福祉) 子育て支援課長

保育所施設と保護者との連携に関する規定ですけれども、この関係につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条で、保護者との連絡が規定されております。また同時に、保育所保育指針で、保護者との相互理解というものも規定されておまして、こうしたものに基づいて、施設ではそうした内容について取り組むこととされているところでございます。

○酒井委員

次に、通常、保育所の運営に対する、例えば監査などが行われていると思うのですが、その辺について詳しくお聞かせください。

○(福祉) 子育て支援課長

保育所の運営などについて、定期的に調べるなど、そういった面につきましては、児童福祉法施行令第38条で規定されておまして、その施設の設備及び運営の基準が遵守されているかどうかについて、都道府県が年1回以上の実地検査を行うこととされております。道内後志地域におきましては、後志総合振興局がその指導、検査を行っております。

○酒井委員

昨日も一般質問で、他党派の方からですが、そういう保育所もあるということが挙げられておりました。この辺について、保育所には、そこだけではないですが、しっかりと連絡、助言などを行っていただいて、取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○山田委員

それでは、一般質問の中から、防災に関連して何点かお聞きいたします。

◎災害時要援護者の個別避難支援プランについて

まず、一般質問の中で、災害時要援護者の支援計画の策定状況についてお聞かせいただきました。平成20年度から民生・児童委員の協力を得て、この計画の策定を行っているということでした。

最初に、この民生・児童委員の協力を得てということで御答弁がありましたが、民生・児童委員は、ふだんの活動もある中、こういう策定にも加わった、その経緯はどうかについて、わかる範囲でお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

民生・児童委員につきましては、地域の方の見守りや、安全・安心に係る地域福祉の向上に携わっていただいておりますけれども、年に1回、5月に世帯状況調査ということで、見守りが必要であると思われる方を一軒一軒回って状況を確認する、その一環で災害時要援護者になり得る方を一定程度把握しておりますので、業務の一部と考えていただいても構わないと思います。

○山田委員

民生・児童委員もさまざまな仕事をされている中、このような要援護者の登録作業も行っていると聞きました。要援護者の個別票が作成、登録されていると聞きますが、実際にこの個別票を作成し、登録を行った後、要援護者が、例えば避難する経路や、支援者と避難する際の方法などを把握されているのか、もし押さえている点があればお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）小濱主幹

災害時要援護者の個別計画の個別票ということですが、こちらには避難のときに支援していただく方や、その方が家から逃げるであろう避難所も記載してございます。実際の避難のときには、それに従って避難していただくこととなります。

また、その個別票は、市としても、先ほど停電のときの話もありましたが、安否の確認といったことにも活用できるといふようになっております。

○山田委員

◎防災基本計画について

それでは、防災の基本となる防災基本計画、国では中央防災会議が、福島第一原発事故を踏まえて、あえてこの防災基本計画を修正しました。これを受けて、原発周辺の各自治体や電力会社、それぞれの防災計画の見直し作業が本格化したと聞いております。

まず、この見直し作業は、こういう中で、複合災害や過酷事故が起こることを前提にするものと私は思っております。それについて、策定する際の、広域避難の際の注意点についてお聞かせください。

○総務部参事

確かに国で、中央防災会議でこの防災基本計画ができたのですけれども、ただ、原子力災害対策編だけは、9月に原子力規制委員会ができて、それから施行することになっておりますので、その件についての説明が道から恐らく来週以降にあるということなので、詳しい話は今のところ伺っておりませんので、そのあたりだけの話になると思います。

○山田委員

私も、この広域避難の手順の確認や、先ほどからもお話がありましたその役割分担、これの明確化や訓練、それについてのチェックの徹底などをされるということで聞いております。

あわせて、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）の分析については、どのようにされるのかもお聞かせください。

○総務部参事

国の基本計画のこの原子力災害対策編の部分について、今の段階では報道されている内容で押さえている点なの

ですが、要は昨年の福島第一原発事故の際に S P E E D I が機能しなかったことを踏まえまして、住民の避難に活用できなかったのも、やはりそれを相当是正しなければならないということで、活用するために予測データを速やかに、私どももそうなのですけれども、地元の自治体や、国の関係省庁などに伝えるというような大きな、今までの計画にはなかったのですが、そういったものを入れるというようなこととなります。ただ、具体的には、先ほども申し上げましたけれども、今後、道から説明がありましたら、詳しい話が出ましたら、またお伝えしたいと思います。

○山田委員

今の S P E E D I についてのお話ですけれども、私も聞いている範囲では、福島第一原発事故の際はこの情報活用が不完全だったということで、新たにこういう分析についても、どのように生かされるのかということで聞きました。

◎地域防災計画について

次に、この基本計画に基づいた地域防災計画については、今回、47都道府県と20の政令指定都市のすべてが見直したか、見直す予定と聞いております。このうち、例えば埼玉県では、昨年11月に見直したと聞いていますが、校庭などでの空間放射線量や、水・食物の放射性物質の測定を新たに盛り込んだとか、千葉県では、本年8月に放射線の監視体制を加えたと、このように聞いております。また、ある調査では、原発が立地していない24の自治体で、このような新たな対策も加えたと聞いております。

本市については、津波対策が近々の重要課題だと思いますが、こういう発生頻度が低くても被害が大きくなる原発事故への対応、対策について、新たな取組や改めて加えるような対策がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○総務部参事

今回、代表質問の中でも答弁しているのですけれども、放射性物質拡散シミュレーションが国から出ました。それに基づいて、道がUPZの新たな線引きを行うということがございまして、例えば小樽市がUPZの圏内に入りましたら、これは義務が生じますので、当然、今、委員がおっしゃったようなことも含めて、それから国で今、いろいろな項目、それぞれマニュアルが出ておまして、それに基づいて、新たな、いわゆる過酷事故への対策を盛り込んだものをやはり改めて圏内に入れればつくっていかなければならないと。

ただ、仮に圏内に入らなくとも、ある程度のそういう対策が必要だということで、広域避難や情報収集、連絡体制等の整備、医療体制の構築というようなこともありまして、今、後志管内に岩内町の協会病院しかございませんので、この間の説明によりますと、道からは、30キロメートル圏外も含めて、複数そういったものを考えていきたいというような話もありますので、今後どういふものを含めていくのかも含めて、今、そのような計画策定ワーキンググループといったものに入って行っておりますので、そういった準備作業もあわせて進めていきたいと思っております。

○山田委員

そういう万全な対策を含めて本当にお願ひしたいと思います。

避難経路については、さまざまな住民、老老介護者など、いろいろといらっしゃいますが、先般、千葉議員の代表質問の中でも、観光客の避難誘導についての質問があったと思います。私も、その点は参考事例などを調査してきちんとお決めになったほうがいいと思いますが、例えば釧路市では、平成21年度と23年度に市内全域での防災総合訓練が行われたと聞きます。この中で、道内有数の観光地、阿寒湖温泉では、住民やホテル・旅館の従業員が訓練に参加し、雌阿寒岳が噴火警戒レベル4になった時点で、市職員が住民の、NPO法人阿寒観光協会まちづくり推進機構が日帰り客の、ホテルや旅館、民宿が各自の宿泊客の避難を担当したと聞きます。

まず、こうした取組についての御感想をお聞かせください。

○(総務)小濱主幹

観光客の避難誘導ですが、これにつきましては、今後、小樽市としましても、他の観光都市の例も参考に検討を進めてまいりたいと答弁しているところですが、阿寒湖温泉でやられているように、あらかじめ役割分担をして避難するというようなことも、有効な形の一つかと思っておりますので、今後、本市でも検討していく場合に、今、御紹介いただいたような事例なども参考に進めてまいりたいと考えております。

○山田委員

最後に、避難ルートの確保も課題の一つと考えられます。本市では、冬期間の雪により通行が困難になる場合も考えられます。現在、この避難所にかかわる避難経路の夏と冬の違いについて、どのような対処をされるのか、どのような状態なのかもあわせてお聞かせください。

○(総務)小濱主幹

現在、地域防災計画で、どこどこへの避難路ということで避難経路を特に定めていないところでございます。今、観光客の避難誘導ということもありますので、今後、その避難路の検討の中で、冬期間の避難路のそういった違いによって、どのような課題があるのかということも含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○総務部参事

今、主幹が答弁したことに少し補足いたしますけれども、避難路の部分につきましては、私どももいろいろな形で今までになかったことを考えていかなければならないものですから、今回いろいろな形の中で、答弁の中でも話しているのですけれども、高島町会で9月に実際に訓練を行いました。その中で、今回はたまたまこういう時期の避難訓練だったのですけれども、これが冬になった場合にどうなるかなど、いろいろな課題や問題点も出てきておりますので、そういったものも整理しながら、当然地域と話し合いをしながら、それらについて十分注目して、そしてなおかつ地域と協議してまいりたいと考えております。

○山田委員

ぜひとも、そういうベストな避難経路を作成し、住民の安全を守っていただきたいと思っております。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 37 分

再開 午後 2 時 59 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○千葉委員

◎療育カルテについて

初めに、療育カルテについて伺ってまいりたいと思っております。

補正予算の中に、療育カルテ導入推進事業56万円が計上されています。これは、内容、目的について見ますと、障害児の成長や発達へのよりよい支援のために療育、教育、医療の観点から支援を一貫・連続して行えることを目的としたものというふうに御説明がありました。私自身も、主に発達障害児の支援策として、子育てサポートファイルという名称を使いまして推進をお願いしてきた経緯もありますので、もう少し詳しく聞かせていただきたいと思っております。質問を一、二点させていただきます。

この御説明の中には、まず具体的にこの事業を広く関係者に周知するためのフォーラムや学習会を開催するというふうになっておりますけれども、この関係者というのは、どのような対象、機関としているのか、具体的にお示し願えますか。

○（福祉）澤里主幹

関係機関につきましては、いわゆる障害児の保護者団体、例えば「手をつなぐ育成会」や、LD親の会である「ぼてとの会」、こういったところをはじめ、施設等に周知していきたいというふうに考えております。

○千葉委員

今後の進め方についても若干伺いたいのですが、療育カルテの内容についても少し御説明をお願いしたいと思います。

○（福祉）澤里主幹

療育カルテの内容についてのお尋ねですが、障害をお持ちの子供の保護者が、例えば療育を受ける、保育を利用するというようなときに、その障害特性について何度も同じ情報を説明しなければならないというような苦勞をされているということを聞いております。

療育カルテは、ライフステージが変わりましても、これを示すことで相手にその子供の特性を理解していただいて、一貫・継続した療育や支援が受けられるよう、子供の障害名や病歴、病名、それから生活歴や教育歴、学校や就労先での様子や支援の方法、福祉サービスの利用状況などを保護者が記録するというものになります。

○千葉委員

今、御説明をいただいたのですが、先ほど関係者というのは、どのような対象としているのかという質問をさせていただいたときには、その障害者を持つ団体、それを中心にというふうに関心されたのですが、そのほか病院ですとか、学校関係者もそうだと思いますけれども、教育現場ですとか、療育、教育の観点ということであれば、そういう方々との連携についての周知はどのように進められるのでしょうか。

○（福祉）澤里主幹

この療育カルテが円滑に活用されていくように、広報やホームページを通じて、そういった機関以外にも広く周知を図って理解をしていただきたいと思いますと考えております。

○千葉委員

進めていく上で、私が一番懸念しているのは、先ほど課長からお話がありましたけれども、子供が成長していくにつれ、学校に入ると、その担任が変わると、一から全部子供の特性を説明しなければならないということで、保護者から、過去のことを全部覚えているわけではなく、一々説明するのも非常に大変だという声が非常に多く聞こえていました。その辺は、ぜひ学校関係者にも周知をお願いしたいと思いますし、また、他の自治体で先行して進めているところがありまして、これは私の知人の例ですけれども、子供の件で病院に行きました。この保護者はなかなか自分の思いを伝えられないことから、診察を受ける前に看護師に、実は私の子供は人に体を急に触られるとパニックを起こすという内容を書いたファイルを見せて、医師にぜひ伝えていただきたいということを伝えたそうです。しかし、そのファイルの内容が周知されていなかったということで、それがよく理解していただけなくて非常にづらい思いをしたというお話も伺いました。本当にこれは、ぜひ推進していただきたい事業なのですが、利用者以外の関係機関には、ホームページだけではなくて、ぜひフォーラム、学習会などにも参加を呼びかけて周知をお願いしたいというふうに思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○（福祉）澤里主幹

このフォーラム開催に当たっては、保護者だけではなくて、市内の施設等も当然対象としておりますので、その中で医療機関等も含めて、案内できるかどうかを考えて、できるだけ広い方に参加していただくようなことを検討していきたいと思っております。

○千葉委員

◎学校給食費について

次に、代表質問で質問させていただいた学校給食費について質問させていただきます。

今年度、学校給食が50円値上がりしたということで、値上がりについても質問で伺っておりますけれども、そもそもこの給食費の算出はどのような方法で行われているのか、お示し願いたいと思います。

○（教育）学校給食課長

本市の学校給食につきましては、文部科学省の学校給食摂取基準に沿って、栄養所要量を確保した形で給食の内容を決定し、その上で金額を積算してございます。

その積算方法につきましては、食材全般の価格の変動について加味した上で、それぞれの食材の年間使用量を加重平均した上で1食当たりの単価を積算してございます。その1食当たりの単価を積算した上で、年間給食回数190回を掛け年額を出し、それを12か月で割り返して、平成24年度につきましては月額50円の値上げとなった次第でございます。

○千葉委員

今回50円ということで、パンや御飯など主食的なものが値上がりをしたということで値上げになったということで理解してよろしいでしょうか。

○（教育）学校給食課長

値上げの主な要因としましては、主食である御飯やパン、めん類の値上がりが大きかった、それから牛乳も値上がりをしたということで、全体に波及したということで御理解いただきたいと思います。

○千葉委員

給食費が毎年上がっているわけではないので、非常に御努力をされているとは感じておりますけれども、今年、欧米などで非常に干ばつが続いていて、食料が枯渇するのではないかとということで、来年には食料品等の価格が高騰するのではないかと非常に懸念されているということがあります。今の時点でその影響はどうかということも質問としてどうかと思いますけれども、そういうことも値上げの材料になるのかどうかということと、新共同調理場ができて、メニューがさまざまに増えるというふうに向っております。それに対して、新しい食材が使用される、そういうことで値上がりの影響が出ないかどうかについてもお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校給食課長

食材費の値上がりにつきましては、世界的な価格動向も当然反映される可能性はございます。主食である米や小麦に関する価格動向につきましては、例年2月ごろ学校給食会から示される形になっておりますので、そちらの動向を見ながら、給食費に反映されるのかどうかということを検討している次第でございます。

また、新共同調理場のメニューの豊富化に伴う食材の関係でございますけれども、そちらにつきましてはメニューの工夫、あるいは納入食材の吟味等で、なるべく値上げのないようにとは考えております。

○千葉委員

代表質問の中で、保護者の負担軽減について、どのような検討がされてきたのかということで伺いました。

これまでドリンクヨーグルトの回数を減らしたり、価格の高い加工パンを取りやめたりといった調整や食材の見直し、献立などの工夫を行って負担軽減をしてきたと御答弁をいただいておりますけれども、給食というのは、かなり前になりますが、私も非常に楽しみにしていた時間でありまして、このドリンクヨーグルトや加工パンというのは私も大好きなもので、子供たちにとってもその大好きなものが減るとというのは気持ち的にすごくかわいそうだという思いがありますけれども、献立の中身を変えてまで負担軽減するのはどうかという感想を持っています。その辺についてはどのような感想をお持ちか、お聞かせ願えますか。

○（教育）学校給食課長

給食の内容等について、吟味を重ねまして負担軽減に努めてきたところですが、これ以上のメニューの削減や、いわゆるドリンクヨーグルト、加工パンの見直しはなるべくしたくないというふうには考えてございます。

○千葉委員

一応事例として、足利市の取組についても伺っています。これは足利市の J A から直接精米を購入することによって月額 100 円安くなったという事例なのでありますが、代表質問の御答弁では、本市の場合は、地元の J A からでは給食で使用する量の米を安定した価格で確保することが難しいということでした。実際に学校給食課として J A 新おたるに対して質問というか、この確認をなさったのかどうか、その辺についても確認させていただきたいと思っております。

○（教育）学校給食課長

地元の J A 新おたるに、電話ですけれども、確認させていただきました。その中では、やはり年間で給食に使用するだけの米の量、しかも品質の高いもの、そちらを安定した価格で、年間を通じて供給を続けていくということは難しいのではないかとこのふうにお答えをいただいております。

○千葉委員

御答弁の中にもありましたけれども、学校給食会を通して納入していただいている食材の中には、みそやしょうゆなど、10 パーセント程度納入しているものもあります。こういった考えで、例えば米を学校給食会から 100 パーセント納入してもらっているものを一部 J A へ転換することで、それと比較して価格がどうなるのかという研究もぜひ進めていただきたいと思いますと思っておりますけれども、その辺についてもお考えをお聞かせ願いたいと思っております。

○（教育）学校給食課長

米の使用量につきまして、年間を通じた予定量を定めた上で学校給食会から供給を受けているのが現状でございます。そのうちの一部を、例えば地元の J A あるいは別なルートから仕入れて供給を受けるということは、現状では少し難しいのではないかとこのふうにお考えをしております。

○千葉委員

実際には、国会でも学校給食会のあり方ということでいろいろと議論もされているようですし、ぜひ研究をしていただきたいと思いますと思っております。

代表質問の中で、学校給食費の未納問題についても触れさせていただいております。

この未納の状況なのでありますが、前年度分の未納金額の推移についてお聞かせいただきたいのですが、過去 5 年間で、未納の金額と未納率についてお示しいただきたいのと、道内の人口 10 万人以上の都市の状況も把握されているようでしたら、それとの比較で小樽市の状況をお聞かせ願います。

○（教育）学校給食課長

未納額と収納率ということで答弁させていただきますが、過去 5 年間の小樽市の学校給食費の未納額と収納率は、平成 19 年度、未納額が 765 万 3,000 円、収納率が 98.22 パーセント、20 年度、未納額が 888 万 2,000 円、収納率が 98 パーセント、21 年度、未納額が 1,082 万 5,000 円、収納率が 98.26 パーセント、22 年度、未納額が 676 万 8,000 円、収納率が 98.46 パーセント、そして 23 年度につきましては未納額が 603 万 8,000 円、収納率が 98.59 パーセントとなっております。

また、全道の人口 10 万人以上の都市との比較でございますが、札幌市につきましては収納率 99.26 パーセント、函館市 99.7 パーセント、旭川市 99.48 パーセント、北見市 97.99 パーセント、江別市 98.22 パーセント、室蘭市 97.34 パーセント、帯広市 99.46 パーセント、苫小牧市 96.27 パーセント、釧路市 98 パーセント、そして小樽市は先ほど申し上げたとおり 98.59 パーセントということで、順番としては全道で真ん中、5 番目ということになっております。

○千葉委員

次に、過年度分についても同様に、過去 5 年間の金額の推移をお示しいただきたいのと、あと過年度分の考え方なのですが、時効の考え方と、その法的な根拠についてもお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校給食課長

過年度の未納状況でございますが、平成19年度、1,323万円、収納率が7.17パーセント、20年度、1,292万5,000円、収納率が7.94パーセント、21年度、1,424万1,000円、収納率が8.7パーセント、22年度、1,481万3,000円、収納率が6.55パーセント、23年度は1,256万円、収納率が9.18パーセントとなっております。

また、時効の考え方でございますが、民法第173条により2年ということで押さえております。

○千葉委員

それでは、先ほど聞いた現年度分の未納なのですが、この未納者数については、平成23年度どのぐらいの人数になっているか把握されているかどうか、お聞かせいただけますか。

○（教育）学校給食課長

約220名ということで押さえてございます。

○千葉委員

先ほど2年が時効と伺っているのですが、世帯と言っていいか、保護者と言っていいか、生徒と言っていいかわかりませんが、お一人が未納する月数というのは、たぶん1か月から12か月、過年度分も含めると24か月、さまざまあると思いますが、教育委員会は、学校給食課はこのような状況を押さえているのか、その管理はどこでなされているのかについてもお示し願えますか。

○（教育）学校給食課長

個別の詳細なデータにつきましては、各学校で押さえてございます。それで、学校給食課では、金額ということの押さえとなっておりますので、個別の月数等については把握してございません。

○千葉委員

各学校が管理しているということなのですが、先ほど金額を聞いて、収納率は一見、聞くと非常に高いかというふうには思います。

ただ、今年、文部科学省が、抽出ではありますけれども、「学校給食費の徴収状況に関する調査の結果について（概要）」を示しました。未納の状況については、未納者の割合は約1パーセントで、未納額については平均で約0.6パーセントという調査結果が出ています。それに照らし合わせると、例えば平成23年度の収納率が98.59パーセントということは、差引きで未納が1.41パーセントあったと理解していいかと思っておりますけれども、低くはない未納率ではないかというふうに私自身は感じております。

それで、先ほど、その状況については、各学校が責任を持って管理していると伺いました。質問の中でも、この未納問題、未納対策、対応について伺っておりますけれども、実際に未納が発生した場合の対応について流れをお示しいただけますか。

○（教育）学校給食課長

各学校において未納者が発生した場合、例えば口座の引き落としで落ちなかった場合、あるいは現金納付で未納が出た場合、それぞれ学校から各保護者に通知をしまして、納入をお願いするという形になっております。

そのほか、未納対策としましては、各学校で個別に電話催告、あるいは面談、文書催促等で日々対応しているところです。あと、かなり未納が続く方につきましては、各学校の給食費担当者、あるいは担任、あと校長、教頭等で面接を行った上で未納の督促を行っているということでございます。

○千葉委員

また、学校給食費の収納についてですが、今おっしゃったように、口座振替ですとか、現金納付等があると伺い

ました。その割合についてもお示しいただけますか。

○（教育）学校給食課長

現在、口座振替を御利用いただいている方につきましては、平成23年度における比較ですけれども、70.3パーセント、それから現金納付の方は2.1パーセント、それから就学援助世帯で、担当部局から直接給食会の運営協議会に振り込まれる方が22パーセント、それから生活保護世帯の方で事前に同意を受けた方、こちらにつきましては保護費から差し引かれて関係部で取りまとめた上で運営協議会の口座に振り込んでいただいているのですが、こちらの割合につきましては5.6パーセントとなっております。

○千葉委員

就学援助等、経済的な部分で給食費について、公金が結構入っているというふうな印象も受けます。

先ほど伺ったこの未納への対応ですけれども、各学校において保護者へ文書や電話などの納入催告を行うと、それでも未納が続く場合には、保護者と直接面談を行って納入方法などの相談を行っているという答弁をいただきました。その対応については、各学校、担任や事務職員が行っていると伺いましたけれども、代表質問でも質問させていただきましたが、教育以外で教員が集金に回るのは、どの程度の件数になっているのか、各学校に聞かなければ詳細を把握できないと思いますけれども、逆に言えば、そういう集金自体が負担になっているのか、またその現金の授受に関して、領収書の発行などのルールがあるのかどうかについてもお聞かせ願えますか。

○（教育）学校給食課長

各学校における現金の取扱いですけれども、通常、現金払いで集金したものににつきましては、給食袋に割り印等で確認を行う、あと未納分の徴収につきましては、その都度領収書を発行し、各学校で取りまとめた上で運営協議会の口座に振り込んでいただく。そして、運営協議会には、各学校からその振り分けた内訳、納入した方の氏名や金額、いつの分を振り込んでいただいたか、そういった内訳書をいただいて確認はしております。

○千葉委員

先ほど、どのような形で給食費が納入されているかということをお伺いしました。口座振替、現金納付、そのほかには就学援助、生活保護とあるわけですが、そういった経済的に困窮している方々に対しては、法的に公金を投入しているにもかかわらず、年間600万円もの未納があるというのは、金額的に問題があるのではないかというふうに認識しますが、結局は納入しない保護者に対して対応している各学校から、どのような理由で払えないのかということをお聞いているのか、その未納の理由について伺いたいと思います。

○（教育）学校給食課長

各学校での相談状況、交渉状況からですけれども、大半が経済的事情という理由の申出であるというふうに聞いております。

○千葉委員

経済的な理由であれば、就学援助、若しくは生活保護等、法的にはいろいろ手だてがあるわけですが、それに結びつかない、要は、本当は法的には払えるけれども払わない方が、結局は600万円という未納を起こしているという認識でよろしいですか。

○（教育）学校給食課長

中にはそのような理由も考えられるかとは思いますが、一応申出で経済的理由というふうになっておりますが、中には払いたくないという理由がないとは言えないと考えております。

○千葉委員

先ほどの御答弁でもありましたけれども、年間600万円という金額が未納になっているということは、給食は、食材は実費、各生徒が決まった給食代を払った中で予算組みがされている中で、献立や食材の内容に影響はないのでしょうか。

○（教育）学校給食課長

収納率が100パーセントとまらない限り、納入している方が未納者の分を補てんしている、これは事実としてございます。ですから、給食の内容に影響があるかないかという御質問につきましては、全くないとは言えません。ただ、全体の中で微調整した上で、なるべく影響のないようにメニュー組みはしております。

○千葉委員

600万円でどれだけの食材が買えるかを考えたときに、影響がないわけがないと予想がつくのです。単純に数字上で考えると、今回50円の値上げ、1年にすると600円、1万食にすると600万円ということで、その値上げ分がイコール未納金額にたまたまなったのでしょうけれども、そういうことを考えると、やはり未納によって、まじめに払っている方たちに負担が生じているという事実は認識していただきたいと思うのです。

毎年、給食費を予算組みする中であって、未納分がこれだけあるのではないかというふうに予算の中にも組み込まれているという事実はないですね。

○（教育）学校給食課長

そのようなことはございません。

○千葉委員

そういう意味からすると、やはり献立、食材に影響が非常に出ていているというふうに感じております。

代表質問では、公会計ということで質問させていただきましたけれども、食材以外の施設や人件費、光熱費等については、学校給食法上、全部市の公金が投入されている、そして食材費については児童・生徒の保護者から御負担をいただいているという中で、この私会計のあり方がどうなのかというのは、私もいろいろな課題があると認識しております。この公会計化に向けては、御答弁にもありましたが、本当に課題が多いというふうに思いますけれども、そのあり方についてもぜひいろいろと研究・検討していただきたいと思いますが、その件についてはいかがでしょうか。

○（教育）学校給食課長

道内各市の私会計をとっているところ、公会計をとっているところから情報を集めてまいりまして、いろいろと尋ねた上で、研究はしてまいりたいと考えております。

○千葉委員

これからその検討をする中で、実際には一般会計等にかかわってくると思うのです。

実際に給食費は、今私会計で全部行われているのですけれども、それ自体のあり方はどうなのかという問題意識を私自身は持っています。ぜひ市長部局としても、給食費の明確化、透明性の確保、保護者からすると、結局未納者の分も負担しているということで、公平性に欠けるのではないかというふうに私は感じておりまして、その辺についてどのようにお考えか、最後にお聞かせ願いたいと思います。

○副市長

学校給食費については、法律にあるとおり、学校給食費の食材は受益者負担ということでとらえております。それで、一般会計では一切関与していないところでございますが、確かに言われるとおり、透明性というものを考えますと、表に出てこないものですから、何らかの形で公表していかなければならないということもありますので、研究させていただきたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○佐々木（秩）委員

教育関係について伺います。

◎銭函中学校に係る専決処分報告について

一つ目は、専決処分報告の中に、銭函中学校のグラウンドからけったボールが下の国道 5 号を通過していた車に当たって、その車が壊れて、その賠償をしたという件が出ておりました。その件について、まず事故の状況の説明をお願いします。

○（教育）学校教育課長

銭函中学校における車両損傷事故の経緯でございますけれども、当日、グラウンドは、サッカー部と陸上部が使用しておりました。基本的に学校の使用については、校長がクラブによって分けられますけれども、その当時は陸上部が全道大会の出場に向けて練習しておりましたので、その都合上、いわゆる防球ネットのある側の 3 分の 2 を使用しておりました。サッカー部につきましては、その横の 3 分の 1、小樽側を使用して練習しておりました。当然、防球ネットから外れている場所を使用しておりましたけれども、当時、校舎側にゴールを置いておまして、いわゆるボールをクリアする練習をしていた際に誤って、先ほど委員がおっしゃったとおり、国道 5 号のほうにボールをけってしまったと。防球ネット側に向かってボールをけるところを、誤って低いほうのネットのほうにボールが行ってそのまま飛び出してしまったというのが経緯でございます。

○佐々木（秩）委員

今、ネットのあるところ、ないところというお話がありましたけれども、実は私も 7 年間、この学校で勤務していたものですから、ここの構造については大体わかっているのですが、札幌側のほう、国道 5 号が過去に拡幅されたときに、グラウンドが削られて少し狭くなっているのです。ですから、国道 5 号のすぐわきにグラウンドがあって、それでボールが飛び出さないようにネットが張られているのですが、ずっと国道に沿ってグラウンドがあるので、札幌側に幅 70 メートル、高さ 15 メートルのフェンスが張られています。それから、小樽側にフェンスのないところとおっしゃいましたが、5 メートルの高さのフェンスが 60 メートル余り立っており、そこからボールが出たということで間違いはないでしょうか。

○（教育）学校教育課長

低いほうのネットからということでございます。

○佐々木（秩）委員

それで、そのボールが出て落ちていったということで、その状況はわかったのですが、その原因はどこにあるとお考えでしょうか。グラウンドの使い方や顧問の指導にあるというよりは、今話したように、十分な高さのネットが一部設置されていないということで、施設設備が原因ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育課長

当時、使用の段階で、ネットの高いほう、低いほうということで、サッカー部は低いほうを使うことがあらかじめわかっておりましたし、指導についても、ネットの高いほうに向けてボールをけるということで指導しておりましたけれども、その辺の配慮が足りなかったというふうには考えております。

○佐々木（秩）委員

おっしゃられることはわかるのですが、施設設備については、子供のやることですから、その指導を十分したつもりでも、思い切りけったボールが予想しない方向に飛んでいくということはあるわけで、そういう突発的な出来事に備えた施設設備をきちんとしておくということは必要だと思うのです。

そこを通る車の交通量も非常に多いですし、それからすぐ下を歩道も通っています。歩行者に直接ボールが当たるというようなこともあります。今回は不幸中の幸いで、物損で済んだというだけで、ひょっとすると、驚いた運転手があらぬ方向にハンドルを切っていれば、国道 5 号沿いで本当に重大事故が起きる可能性もあったと思うのです。よって、こここのところについては、きちんとした施設設備を早急に用意する必要があると考えます。

実は、私がいたときから、20 年ぐらい前ですが、長さが 10 メートル以上あるコンクリートの支柱が 9 本、グラウ

ンドの隅に寝ています。これがどういう経緯でそこに置かれているのか、私もわかりませんが、それを使ってグラウンドに防球用のネットを張ることが、過去にもきつとできたでしょうが、今、こうなったからにはそれを使って早急にネットを張っていただくという事はできないのでしょうか。

○（教育）総務管理課長

今、御質問がありました件は、もともとは指導上の問題ということでしたけれども、実際に、校長に部活動のグラウンドの使い方、そこら辺を聞いてまいりました。そうしますと、野球部とサッカー部、陸上部、この3部が一緒に使うときには、高いネットに向かうような形、影響が出ないような形で使うのになかなか難儀しているのだというお話がございました。そのときに、今委員のお話にありましたポールといいますか、柱が9本あると、これは、先ほどお話にありました道路拡幅の際に、もともとあった支柱を取り外したと、それを後々使うこともあるかもしれないので、当時の校長が置いておいてくださいと、こういうことで残っていたのだそうです。ということで、今その柱が使えるものなのかどうか、年月も10年以上たっているようですので、そこら辺を確認いたしまして、もし使えるようであれば、またネット等を現計予算の中で処置できるのかどうか、そこら辺を今検討しておりますので、もう少しお時間をいただければというふうに思っております。

○佐々木（秩）委員

張っていただくという方向で検討していただけるといいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎樽っ子学校サポート事業について

それでは、2点目に、自民党酒井議員の代表質問の中にもありました樽っ子学校サポート事業について、もう少しお話を聞かせていただきます。

本年3月9日、小樽商大と小樽市教育委員会の間で協定が結ばれて、樽っ子学校サポート事業が始まったということで、商大生が今年度から、放課後や長期休業中に市内の小・中学校に赴き、教員を補助したり、児童・生徒の学習を補助したりする中身だと伺っておりますが、その目的、それから夏休み中に行われたことですので、2学期が今もう始まっていますので、その結果、実施したことの中身についてももう少し詳しくお聞かせいただきます。実施校と日程、時間数、それから大学生、児童・生徒の参加状況、また、扱われた学習の内容、その学校の教員の配置などについてお聞かせください。

○（教育）指導室中島主幹

夏季休業中の学習サポートについてでございますが、稲穂小学校と向陽中学校で実施いたしました。

稲穂小学校は、7月26日、27日、31日の3日間、1日2時間、2年生において夏休みの課題や学習ドリル等の学習サポートを行いました。参加児童数は3日間で延べ67名、担任とともにサポーター2名で指導に当たりました。

向陽中学校については、8月9日、10日の2日間、1日2時間、全学年の生徒個人が課題としている教科の問題集や参考書を利用した自学自習の学習サポートを行いました。参加生徒数は延べ18名、学校の3名の教員とともにサポーター2名が指導に当たったところでございます。

○佐々木（秩）委員

そういう中で、稲穂小学校、向陽中学校で、サポーターが計2名ということなのではございますけれども、意外と少ないと、何か大々的に募集していたわりには少ないのではないかと思います、その要因というか、原因は何ですか。

○（教育）指導室中島主幹

少なかった要因といたしましては、学校からの夏休みの希望の時期が、夏休みに入ってしまう7月中の希望に集中してしましまして、その時期は小樽商科大学の試験期間であり、時期的にぶつかってしまったことから、登録者数があまり伸びなかったと考えております。

○佐々木（秩）委員

大学生も夏休みで、実家に帰ってしまう、そういうことではなかったということなののでしょうか。

大学生は、その協定を結んだときに、教員を目指すということも考慮に入れてということでしたけれども、この 2 名の学生は、お二人とも教職課程をとられていましたか。

○（教育）指導室中島主幹

教職課程は、2 名のうち 1 名はとっているということでございます。

○佐々木（秩）委員

そうすると、応募の動機のようなものはどうなっていますか。

○（教育）指導室中島主幹

応募した動機につきましては、まず教職課程をとっている学生については、やはり教員の仕事に興味があると、子供たちと触れ合える機会としたいということが動機のようなようです。もう一人の方は、教育に興味があり、公教育とのかかわりを持ちたいと思ったと動機を述べておりました。

○佐々木（秩）委員

貴重な体験を大学生もしてくれたのではないかと思います。

次に、参加した児童・生徒の動機、それから感想などがあればお聞かせください。特に中学生は、夏休み期間は、夏期講習や部活などで意外と忙しく過ごしているものですから、それを置いてもここに来たことについては、それなりの理由があるのだらうと思いますので、お聞かせください。

○（教育）指導室中島主幹

児童・生徒の参加した動機についてでございますが、小学生については、夏休みの宿題など、わからないところを教えてほしいという思いから参加したという児童が多かったようです。それから、中学生については、この夏休み中、時間があるときに、じっくりと時間をかけて苦手な教科の弱点を克服したいという思いで参加したということです。小・中学生いずれにしても、一人で家で勉強しているよりは、学校に来てみんなで勉強したほうが楽しいという動機もあると聞いております。

○佐々木（秩）委員

そういうことも含めて、アンケート等をきっととられたと思うのですがけれども、子供たちや商大生、それから受け入れた学校の特徴的な意見やデータがあれば、お聞かせください。

○（教育）指導室中島主幹

稲穂小学校は、2 年生ということもありまして、終わった後の聞き取りによって感想を聞きました。それから、向陽中学校につきましては、実施後、アンケートをとっております。

その結果によりますと、向陽中学校のアンケート結果では、ほとんどの生徒が「勉強がわかるようになった」、それから「自分の計画どおり学習が進められた」というような感想を述べておりました。また、小学生の感想では、「とてもわかりやすかった」「優しく教えてもらった」「また教えに来てほしい」、それから中学生では、「わからないところが、先生にアドバイスをもらってわかるようになった」「勉強は嫌いだけど、結構楽しかった」といった感想を述べていただいている生徒もおります。

商大生からの感想、結果報告に書かれていたものとしては、「子供たちと接し、学習をサポートする中で、教育に対する思いがさらに熱いものになった」、それから「生徒がとても親しみやすく、気軽に質問をしてくれて、楽しく学習できたことが成果であったと思う」と述べております。

また、学校は、「丁寧な支援により、児童の学習意欲が向上した」「複数体制で学習を支援したことにより、学習効率が向上した」「達成感や成就感を得ることができた生徒が多くおり、学習意欲の向上に役立った」との感想を述べておりました。

○佐々木（秩）委員

聞いていますと、お互いにとって非常によかったものと思いますが、これにつきまして、今の話を総合しまして、まだ参加人数が少ないことなどの課題もきっとあると思いますが、今回の事業のこういう学力向上、その他も含めて位置づけは、的を射ていた展開であったかどうかという判断、成果、その辺についてはどう御判断されているのでしょうか。

○（教育）指導室中島主幹

先ほどの感想のほかに、学校からは、「学習面ばかりではなく、さまざまな人との触合いによって児童のコミュニケーション能力の向上が見られた」という回答がございました。学生からは、「商大生と小樽の教育現場がこれからもつながりを持っていくことを願っている」という意見がございました。それから、「この活動はこれからも継続していくべきだと思うし、自分も積極的にこれからも参加していきたい」という報告もございました。以上のことからかんがみても、本事業の位置づけは的を射ていたのではないかと判断しています。

○佐々木（秩）委員

今後の展開というのですか、今回は夏季休業中でありましたけれども、平日はきっと大学生も小・中学生ももっと忙しいでしょうし、それから冬休みを目標けて、また、来年度以降についての展開について、お考えがあればお聞かせください。

○（教育）指導室中島主幹

今後についてでございますが、2学期中、放課後学習が各学校で行われているのですけれども、放課後学習のサポーターを派遣するために、ただいま各学校の希望を調整しているところでございます。このたび登録した2名のサポーターも、継続して放課後学習をしてくれると、やらせてくださいということでしたので、そのサポーターの登録、今後さらに呼びかけを強化して登録数を増やして、より多くの学校の希望に応じていけるように努めてまいります。

○（教育）指導室長

ただいまの補足でございますけれども、今年度、交通費等の予算が措置されない中で急遽取り組んだところでございますので、ぜひ来年度に向けては、講習の拡大もそうですが、そちらのほうのことも十分考えていきたいと思っております。

○佐々木（秩）委員

この先についての課題も伺いましたので、そういうことで進めていただければと思います。

◎小樽市子どもの健全育成サポートシステムについて

続きまして、小樽市子どもの健全育成サポートシステムについて話を伺います。

新聞によると、8月29日、小樽市教委と小樽警察署が、非行防止に役立てるため、児童・生徒の非行についての情報を相互に共有する協定を締結したと報道されておりました。この内容と、なぜ今、警察署との協定が必要なのかというところの説明をお願いいたします。

○（教育）総務管理課長

この協定は、今おっしゃったように、小樽市教育委員会と小樽警察署、この間で個人情報に配慮しながら、一定の事案についての情報を交換して、児童・生徒の問題行動の所在を相互に理解し、それぞれが機能を発揮して、児童・生徒の非行を防止するとともに健全育成を図ると、こういった目的で締結したものでございます。

それにつきましては、中高生を中心に、問題行動が多様化する、あるいは粗暴化するといった状況がありまして、学校のみでの対応がなかなか難しくなっているケースが増えているといった背景があるととらえております。

○佐々木（秩）委員

非行、具体的に言うと、そういう非行事例、問題行動があった場合に、生徒の氏名や個人情報について、警察と

学校でやりとりをするという協定だと思いますけれども、そういう押さえでよろしいですか。

○（教育）総務管理課長

情報の交換ということについては、そのとおりです。

○佐々木（秩）委員

対象になる非行事例というか、問題行動のどういう事例が連絡の対象になるのか、お聞かせください。

○（教育）総務管理課長

連絡の対象の事案につきましては、協定書の中で規定しておりますけれども、警察から学校へ連絡の対象とするものとしたしましては、逮捕事案、逮捕に係る事案、それから逮捕に至らない検挙、補導に係るものでありましても非行集団の一員である場合、若しくは他の児童・生徒に被害の及ぶおそれのある場合、複数で非行に及んだ場合、非行を繰り返している場合等の理由によりまして、継続的に対応する必要があると警察署長が認める事案について連絡を行うと規定しております。

また、学校から警察への連絡対象事案としたしましては、児童・生徒の身体・生命を守る、若しくは犯罪被害の未然防止、こういったことのために緊急に必要がある、若しくは非行防止のために保護者と十分協議した上で、本人の利益のためになるであろうと、学校と警察との連携が必要であると学校長が認めたもの、これが連絡事案であると規定しております。

○佐々木（秩）委員

校長が判断する場合で、保護者の了解を得てというお言葉がありましたけれども、すべて保護者の了解が要するという意味でしょうか、それとも緊急の場合については、保護者の了解なく連絡する場合もあるという意味なのでしょうか。

○（教育）総務管理課長

保護者との協議が必要になりますのは、児童・生徒の非行防止の部分でありまして、犯罪被害の未然防止については、緊急性のあるものというふうにしております。保護者の部分については触れてございません。

○佐々木（秩）委員

非常に重い中身だと受け止めるのですけれども、最初に浮かぶのは、その連絡ややりとりについては、児童・生徒ですから、個人情報、名前がどこかに漏れたということになると、非常に影響が大きいだろうと思いますので、個人情報保護法との関係はどうなっていますか。

○（教育）総務管理課長

今、おっしゃったとおり、個人情報の交換という形になりますので、個人情報の扱いについては厳正に考えているところでございます。

それで、この連絡の方法につきましては、警察及び学校側で連絡担当者を特定すること、それからその両名の間においては、面接、若しくは電話により速やかに行うこと、例えばメールとかファクスといった他人の目に触れるような方法はとらないと、そういったことで個人情報には十分に配慮するという形で連絡をとると協定の中で規定してございます。

○佐々木（秩）委員

市教委にも、最終的には、この間でやりとりした情報は行くのでしょうか。

○（教育）総務管理課長

学校側で情報を提供した場合、受けた場合、いずれにつきましても、教育委員会へその内容を報告することと規定してございます。

○佐々木（秩）委員

であれば、三者できちんとした情報管理をお願いしたいと思います。そういうことも含めて、この警察と学校、

市教委と言ったほうがいいのでしょうか、その間の十分な事前の対応や配慮、準備が必要と考えますが、そういうものは進んでいるのでしょうか。

○(教育)総務管理課長

警察側では、小樽署以外で、179の市町村がありますが、既に多くの市町村と締結しておりますので、警察側での対応はできていると理解しております。

また、小樽側、教育側といいますか、学校側につきましては、この協定の内容及び運用に関する解説というものも当方でつくりまして、各学校に配付いたしまして、その具体的な手続等を書いておりますので、そういった中身も含めて、趣旨も含めまして、今、周知を図っているところでございます。

○佐々木(秩)委員

最初のところでお話があったように、社会情勢や、一連のいじめの問題など、そういう取り巻く状況の厳しさで、当然問題事例は複雑になっていますし、深刻さも大変増していますので、一連のいじめの問題も含めて、警察に通報するとして、こういうふうにやっていく必要性については、確かに、本当に必要なものだろうと承知しています。また、実際に教育現場にいますと、こういう警察と連絡を取り合っという場面も、過去にあったものです。

ただ、そういうときに少し心配なのは、その姿勢というのですか、学校で起きた問題を解決する上で、警察に何でも頼ってしまうというふうになってしまう、依存してしまうというのですか、問題解決の方法を。それからもう一方では、警察側も学校に対して、そういう問題事例があったときにすぐ情報を要求するというような、お互いに何となく崩しになってしまうような、そういう関係になってしまっ、生徒に対する教育の姿勢みたいなものが少しゆがんでしまうのではないかとこのことを恐れてしまうのです。そういう心配もあるものですから、お互い厳格に情報交換の範囲について、先ほどおっしゃられたところできちんとしていただくということは徹底をしていただきたいと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○(教育)総務管理課長

今、委員がおっしゃったとおり、情報の共有は図りながらも、個人情報ですので、取扱いについては厳正を期するということは進めていかなければならないと考えております。先ほどの繰り返しになりますけれども、そういったことを含めまして、先ほどの運用の手引、こういった中では具体的な手順ですとか、具体的なその連絡事案に係る過去の事例ですとか、そういったものを掲載いたしまして、学校に取扱いの周知を図っているところでございます。

ただ、この進め方につきましては、小樽市で個人情報等について審査しております小樽市情報公開・個人情報保護審査会に意見を伺いまして、こういった方法で個人情報を提供することは、個人情報保護条例では公益上必要があると、こういうことで意見をいただいた上で進めているところでございます。

○佐々木(秩)委員

今回の協定は情報交換ということですが、少しくどくなるかもしれませんが、やはり学校現場ですが、パトカー1台が学校に、前に乗りつけてとまっただけで生徒は非常に動揺して、学校じゅうの雰囲気さがらりと変わってしまうというような場面を何度も見てきました。警察の影響力はやはり非常に大きいものがあるという状態で、本来教育の場というのは、失敗や間違いを糧にして、そして反省と立ち直りを教員やクラスの仲間と一緒に支援していくという、やわらかいシステムの中で行われています。警察ももちろんそういう面がないというわけではありませんけれども、やはりこれまでどおり、警察と小・中学校の直接的なかかわり方は慎重な配慮と判断が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○(教育)指導室長

先ほど委員からもお話がありましたけれども、やはりまずは学校で教員と子供たちが教育活動の中でしっかりと解決していくことが大事なのですけれども、この場合につきましては、緊急の場合とか、万が一の事故が起きた場

合ということですので、その部分を押さえながら、また特に問題行動等を起こす子供につきましては、やはり複雑な背景もございます。一概に、一面だけではとらえることもできませんし、また、ほかの子供たちへの影響というのもございます。その辺を十分踏まえながら対応してまいりたいと思っております。

○佐々木（秩）委員

その点につきましては、私もそのとおりだと思います。よろしく申し上げます。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽の質疑に移します。

○吹田委員

◎3人目以上の子の養育手当について

先日の代表質問の中で、少子化問題について、私は、今後の統計的数字というのは、確定数字と考えていますので、今後、私がここを離れる、世の中を離れるときには大変な時代だなという感じがしておりますけれども、小樽などはそれがもっと早いだろうと考えております。基本的には生産年齢人口がいなくなるわけですから、さまざまなものを1次、2次、3次産業を通じて享受される方々が圧倒的に多い時代が来ます。そうなりますと、私は、今後のことを考えたら、高齢者が今、大変な資産を持っていらっしゃる、お金を持っていらっしゃるのですけれども、今後、我々がそういうときになったら、そのお金の価値は急激に落ちます。物が無いわけですから、当然単価が上がると、こうなるわけです。そういう事態にならないように、特にそういうときにどうするかというと、物のない、お金がない人たちはもっと大変なのです。自分たちはお金が無いわけですから、高いものを手に入れようと思ってもできるわけが無いわけです。そういう面では、今のそういう人口を、ある部分ではきちんと戻す作業が必要だろうと考えておまして、先日の代表質問に対する市長の答弁の中でも、子供を育てる関係では、ワーク・ライフ・バランスを考えながら子育てをしていただければという答弁があったのですけれども、私は、2人目までの子供はそういう形でしっかりとやっていただくことが大事だろうと思えますし、また全体的には、子育てにかかわらない方々は、それなりに収入がありながらそういう負担がないわけですから、そういう部分を活用してやはり全体的にやっていくことが必要かなという感じで考えております。

それで、先日の代表質問では、里親制度では約12万円の金額が1人に対して動いているということなので、私としては、やはり国として子供を育てるにはこの程度の費用がかかるだろうということで考えておまして、その中で、そういう特別な養育の手当を検討されたのか。消費税率も10パーセントになりますから、私は自由になりましたら、自分たちが使えるお金が1割減る、自分たちが200円使えたのが、今度は180円のものしか買えないのだなどと思って考えているのですけれども、そういう形でやっていながら、この問題を解決してはどうかという感じでおります。

この辺で、私は、子供が3人以上の家族をしっかりとこういう形でやるという方法について、やはりもう少し、皆さんもそういう形に、そういうぐあいになっていくわけですから、自分たちが年金をもらうときには、基本的には払う人がいなくなるわけですから、消費税を幾ら上げてもこれは絶対に無理だと考えていますので、この辺のところをどのような感じでこれから考えていくべきなのか、基本的なものについてももう少し検討いただけないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

委員の御質問の趣旨として、3人目以上の子供を持つ親等に対して新たな手当を支給する、そういった制度の創出という趣旨だというふうには受け止めておりますけれども、こうした手当の支給に関しましては、実際に子育て世代の経済的な負担軽減に資する部分もございますし、また地域における一定の経済波及効果といったものもあると思っております。

少子化対策につきましては、こうした手当などによる経済的支援もありますし、また仕事と家庭を両立できるような雇用環境の整備を図る関係、また、いろいろなニーズに対応する子育て支援策の充実なども必要なことと考えております。

新たな制度の創設という御質問と思いますけれども、財源の問題を含めて大きな取組課題であると思いますので、やはり国において抜本的に考えていただくべき課題であると認識しているところでございます。

○吹田委員

このことについては、子供にかけられるそういう財政的なものについては、フランスなどを見ると全然金額が違いますので、あれだけやったら十分できると私は考えていまして、このことについても、国などと少子化を、今まで十何年も対策を打ったのですけれども、全く好転しない状況にありますので、この辺のところはぜひ今後も取組をお願いしたいと思います。

◎旅費について

続きまして、先日の代表質問で旅費の問題について質問して、答弁の中で、国家公務員に準じてそういうことに対応していると話されていたのですけれども、現在の国家公務員の旅費の関係、例えば宿泊の関係や、日当の関係等について、どのような形で対応されているのかなと思いました。私もそのことが少し気になっているものですから、近くの国の関係機関に電話したら、答えられないということで、総務省かなと思って総務省に電話したら、いや、うちではないと、財務省の主計局だという話で、主計局に電話したのです。そういうことで、聞いてはいるのですけれども、市ではどのような感じでとらえているかを聞きたいと思います。

○（総務）職員課長

国の日当、宿泊料ということですが、基本的に定額ということになっています。

日当については、その構成は、目的地内を巡回するための交通費と、昼食料などの雑費というふうになっています。また、宿泊料については、宿泊代金、室料と、朝・夕食代及び宿泊に伴う雑費というふうに構成されています。

○吹田委員

私もそのことについてしつこく聞いたのですけれども、この宿泊費には朝食代と夕食代が含まれて、この金額で対応するという事だったのです。それで主計局は、実を言うと、朝食をとらない場合は、それは差し引いて払いますと言ったのです。だから、そういう形になっているということなのですが、この辺について、私はそのときに、これからそれが違うということになったらということになりますからね。それについて、市はどのような感じでとらえていらっしゃるのですか。

○（総務）職員課長

基本的には、宿泊料に含まれる朝食代、夕食代は、とることを前提に算定されていると思いますので、想定されてはいませんが、例えば朝食をとらないのは好ましくないのではないかと、代金をもらうのは好ましくないと思っています。

（「飯を食わないのもいないかな」と呼ぶ者あり）

○吹田委員

私も、そこまであちらから来るとは思っていなかったのです。

それで、一応この旅費の関係というのは、市では定額で対応していらっしゃる。問題は、定額を目指して宿泊先を探すということは普通ないと思っているのですけれども、この辺で皆さんが出張されるときに、どういう形でそういうところをだれが探すかという問題があると思うのですが、私は、各部署で決まったら、担当者がそういうところを探すのだらうと思うのですけれども、この辺はどういう考え方で探すのでしょうか。

○（総務）職員課長

基本的に宿泊場所については、旅行者が探すことになっています。最近ですと、旅行会社に行ったり、インター

ネットで調べたりして直接電話をかけている例も多いです。

○吹田委員

ということは、皆さん、各部署とか、さまざまな職種でいらっしゃるのですけれども、その方々が個人でやらなければならないということですか。

○（総務）職員課長

基本的に、先ほども申しましたように、旅費規程といいますか、小樽市旅費条例施行規則上、旅行者が旅費を請求することになっていますので、本人が調べて予約して行くという形になっています。

○吹田委員

新聞に、北海道都市職員共済組合ですか、それと北海道市町村職員共済組合の関係の事例が載っていたのですけれども、小樽市はこういう組合に対して、そういう負担の関係で、年間にどの程度払っていらっしゃるのでしょうか。

○（総務）職員課長

小樽市が加入しているのは、北海道都市職員共済組合なのですが、そこへの負担となりますと、年金関係の長期給付事業の経理に対する負担、また健康保険関係の短期給付事業の経理に対する負担、あと宿泊助成など、健康増進のための事業としての福祉事業の経理に対する負担ということになっていまして、今回の宿泊助成は福祉経理に入っているのですけれども、小樽市の場合、全会計で約3,000万円負担しております。

○吹田委員

こういう形で組合に払っていらっしゃるのですけれども、そういう中で組合がどのようなやり方で、例えばホテルに払う、今回、小樽の場合は、公的な形では泊まっていないと言っていますが、例えばそういう形で私的に泊まっても、ここで我々が3,000万円払ったのだけれども、そのうちのお金のそこはどう、ではあちらではどう動いているのかと私は思いますが、この辺についてはいかがでしょうか。

○（総務）職員課長

先ほど共済組合に負担している部分について3種類話しましたが、そのうち福祉事業については、自治体が2分の1、組合員が2分の1ずつ負担しているわけです。

実際に泊まるときには、先日、市長も答弁しましたが、8,000円の宿泊料に対して4,000円が助成されます。その4,000円の助成は、先ほどの福祉事業から補てんされます。ですから、その2分の1は公費から負担される、2分の1は組合員から補てんされている形になっています。

○吹田委員

私はそこで思うのですけれども、3,000万円払うわけです。ただし、それは使っても使わなくても3,000万円は払うという感じだと私は思っているのです。

（「しっかりと説明しないとだめだよ」と呼ぶ者あり）

その辺のことがあって、私はそういうのを有効に利用したほうが、わざわざ3,000万円のうち幾らかはあれですけれども、そういう形で活用するのがいいのかと思います。だから、私は実費弁償にすると、その分だけがうまく使われて、我々が全く使わなければ、3,000万円が負担になっていますから、そういう形でやってはどうかと思って、今、質問しているのですけれども、そういう形の考え方はできないかについてお聞かせください。

（「宿泊設備に使われているというふうに勘違いしているから、きちんとお話しなさい」と呼ぶ者あり）

○（総務）職員課長

まず、助成の関係なのですけれども、市では、基本的に札幌への出張については、宿泊は認められていません。本来、共済組合が行っている助成制度というのは、組合員とその家族の保養や健康増進のために使うものだとい

う制度の趣旨があります。ですから、これを考えれば、出張で使うというのは目的に反しているのです、委員がおっしゃるように、出張にこの制度を利用するという考え方は、この福祉事業の助成制度の趣旨に反するので、結局、市の財政のためにこの制度を利用するということにはならないと考えます。

○吹田委員

私は、前にも話したのですけれども、やはりさまざまな制度をうまく利用して、我々が直接払うものを減らすと、このような一つの手法ではないかと考えていまして、今、そのような話をさせていただきました。これについては、これからも私は、実費弁償についてはよく御検討いただいて、そういう方向に進められるように、よろしくお願ひしたいと思います。

◎いじめ問題について

続きまして、いじめの問題なのですけれども、先日御答弁をいただいて、私は最後に、教員が何かの関係でけがをした場合に、一般的にはそういう通常の私的な傷病については健康保険を使っている感じがあるのではないかと、これについても一応配慮をされて何かそういうふうに行っているという話がございすけれども、その辺はやはりきちんと、教員は基本的には法律を守る、規則を守るというのが基本でございますから、そういう形で、選択はどちらでもよいというのは少し違うのかなという感じもするのですけれども、この辺について教育委員会ではどのような感じでお考えか、もう一度確認いたします。

○（教育）学校教育課長

基本的には、公務災害の場合は、いわゆる共済組合員証を使用することはできないことになっております。代表質問で教育長が答弁いたしましたのは、教員への暴力によってけがを生じた場合に、子供のいろいろな状況がありますけれども、加害者の子供の将来を考えた場合に、吹田委員がおっしゃったようなことも、たぶん考えられることだと思いますという答弁でありまして、基本的にはそういったことはないとは思いますが、教育長の答弁にもありましたけれども、市教委としては、この制度については今後も適切に対応するように学校には周知したいと考えております。

○吹田委員

一応指導の関係だと思うのですけれども、私は、たまに学校へ行く機会もあるのですけれども、基本的に教員が子供たちに優しさを伝えているのかなということをいつも疑問に思っているのです。例えば、何かをやらせるときに「それをやれ」とか、「それを持ってこい」とか、そういう言い方です。だから、私は、子供にどうやって優しく話すのかということがわからないという世界だと思っているのです。

学校では一人一人の子供たちをしっかりと個としてとらえて、しっかりとそういう形で接してあげられるというようなことを、私は基本的にしていないのではないかと考えているのですけれども、その辺のところを指導室はどういう形で考えていらっしゃるのですか。

○（教育）指導室石山主幹

日常的な教員と子供の接し方ということの御質問でございますが、委員がお話しになったとおり、やはり教員というのは、人権尊重の心を子供自身にはぐくませるためには、まず子供の人権について教員が理解を深めて、一人一人の子供を尊重すると、こういう基本姿勢が最も大事なことだと認識しております。時には、委員が御指摘のとおり、教員の何げない一言で子供がやる気を失ったり傷ついたりすることもないわけではございません。

ただ、やはりそういう日常の言語環境、乱暴な言葉を使ったり配慮のない言葉をぶつけたりということは慎まなければならない、そういうことから指導室としましては、毎年教員に「かけがえのない子どもたちを大切に」という人権啓発資料を配付しております。その中で、改めて教員の人権意識を点検しようということでチェックポイントを設けております。例えば、一人一人を大切にされた指導を行っているか、それから言語環境、子供たちも含めた、やはり乱暴な言葉が飛び交うような教室は、委員がおっしゃったように、優しい言葉ははぐくまれるかという

と大きな疑問があるかと思います。そういう部分を教員みずからがチェックする機会もやはり必要だということで、そのような資料を配付して、教員の人権意識の高揚を図っているところでございます。

○吹田委員

私は、言葉を投げるという言い方をよくするのです。下に投げるのですよ。横に投げるわけではないです。そのようなやり方が、どう考えましても、私は通例になっているような気がするのです。子供に対して、自分たちが優位な立場にいるのだと。意識しているのかどうかわかりませんよ。でも、やはりそういう形に私は見える。だから、小さな子供たちは小さいときからしっかりと育てながら、次につなげてもらいたいと思うのだけれども、やはりそういうところが、教員の皆さんが大変忙しい中、35人の子供たちをどのように育てるか、考えていらっしゃると思うのですが、基本的な部分がなくて、いくら教育だ、頭がいいなどと言ったとしても無理があると私は考えるのです。だから、私はいじめの基本はそこから始まると思っているのですが、相手を思わない、この辺がありますので、そういう部分について、教育委員会では、こういう形で話が出たことはたぶんないと私は思っているのです。しかし、私はそういうのを常に感じておりまして、だから今回いじめという問題が出ましたので、私は、そういう形だと思っていますけれども、この辺のところについて、教育の現場を今後どのように持っていられるかについて、教育長から何か御意見があれば、ぜひお願いしたいと思います。

○教育長

委員の御指摘のとおり、思いやりの心、優しい心、こういうことで接することがまず人間関係の基本だと思います。その上で、優しさばかりでは子供は育たないと、時には叱咤激励をする、そのことを織りまぜながら、しかし底辺にはこの子供の将来を本当に心から心配しながらはぐくんでいく、その姿勢が教育には一番大切なことだろうと思いますので、折に触れ、教員にもその気持ちを伝えてまいりたいと考えております。

○吹田委員

やはり自分をしっかりと思ってくれているということを知れば、厳しい指導であっても受け入れられると思うのです。それはすごく大事だと思いますので、ぜひその辺のところは、そのように進めていただきたいと思います。

◎企業誘致について

最後に、企業誘致の関係で、先日の代表質問の御答弁の中で、東京で企業立地トップセミナーを行うということですが、このセミナーにおいて、恐らくプレゼンテーションをすると思うのですが、この中で小樽の何を、新しい提案などという形になると思うのですが、この辺はどのような感じでやるのかと思うのですが、いかがですか。

○（産業港湾）荒木主幹

今、吹田委員のお尋ねの件は、東京で開催する企業立地トップセミナーの関係で、どのような内容を提示するか、アピールしていくかという御質問であると思われませんが、まず本会議でも答弁しましたけれども、このセミナーに関しましては、小樽のブランド力と企業立地の優位性についてプレゼンテーションというか、PRを行うことにしております。

まず、本市への企業立地の優位性ということですが、一つは港湾、高速道路、JRなどの物流アクセスの利便性、もう一つは、札幌市に隣接していることから、大きな市場に隣接しているということと豊富な労働力の確保ということが挙げられます。また、すぐれた人材の確保という点からも、大学をはじめ北海道の高等教育機関が小樽を含む道央圏に集中していることも優位性としてあると思っています。さらに、地震などの災害リスクを考えたときに、リスクの低い地域であることも優位性の一つということで、これを企業立地トップセミナーの中では企業立地の優位性ということでアピールしていきたいというのが1点でございます。

それと、小樽のブランド力という点でございますけれども、こちらについては、小樽の知名度を生かした観光や

物産、それから職人のものづくり技術を生かした製造、加工などが挙げられます。このほか、小樽の魅力として、四季折々の豊かな自然環境など、こういうものをアピールして、今回、この企業立地トップセミナーを開催することによって、少しでも企業立地促進に向けたアプローチを図っていききたいということで考えております。

○吹田委員

今、そういう形で進められるということですが、そもそも全道各地の市はそういう企業誘致について積極的に対応されていると思うのですが、そういう面では各市の活動についても、市、原課ではとらえていらっしゃると思うのですが、小樽は他市に比べたらこういうところが、恐らく各市は誘致のためには財政的なものも含めて対応されていると思うのですが、小樽はその辺の、他市とのそういうところに、優先度とか、どれに力点を置かれていますか。

○（産業港湾）荒木主幹

企業立地に関する優遇制度の他都市との比較といたしますか、そういう点での御質問だと思いますが、本市におきましても、優遇制度として小樽市企業立地促進条例がございます。これに関しましては、企業が立地した際の課税免除という関係で、固定資産税の課税免除を措置するものでございますけれども、こちらにつきましては、現在、主に道央圏の他都市と比較して、その優遇制度が小樽としてどういう位置にあるのか、結局は企業誘致という面ではこういう競争の世界でありますので、そういった点も考慮しながら、この優遇制度についても、今後どういった形で展開していくのかということを検討しているところでございます。

○吹田委員

今、小樽では、空き店舗など、いろいろと出ているのですけれども、私は企業誘致の関係では、立地の場所の関係もまた必要かなと思っているのですが、こういうことについての今後の一つには、再編の関係でまたそういう市内の適地をそういうのに有効に活用することも可能かと思うのですけれども、そういうものについても、今回のそういう中で立地、場所的なものも情報提供されるのかと思うのですが、この辺はいかがですか。

○（産業港湾）荒木主幹

今回の企業立地トップセミナーの関係では、主に工業団地の関係で工場適地ということで紹介してまいりたいと思います。主には、銭函工業団地、それから石狩湾新港地域を工場適地として、今、この二つの箇所についてPRしていきたいと考えております。

○吹田委員

今の御答弁を聞きますと、基本的には、今回の企業誘致については2次産業を基本にするという形で見てよろしいのですか。

○（産業港湾）荒木主幹

今、委員がおっしゃるとおり、2次産業といたしますか、今回の企業立地トップセミナーについては、本市に集積の割合が多い食品製造業、それからこれに関係する物流関連業を中心にトップセミナーの対象企業としまして行っていききたいと考えております。

○吹田委員

ということは、今回のセミナーの対象というか、こちらでこういうのをやりますよというときに御案内もすると思うのですが、それは今おっしゃったような関係の業種に対して行うと考えてよろしいのですか。

○（産業港湾）荒木主幹

この企業立地トップセミナーの対象企業というのが、昨年実施しました設備投資動向調査を基本にしておりまして、この調査に関しましても食品製造業、それから物流関連業を中心に調査しております。その中で、本市に立地の意向を有する企業に対しまして、今回も御案内申し上げて、ある意味、厳選するといいますか、その中で企業が大体30社から40社ということで、これを対象としましてセミナーを行っていききたいと考えております。

○吹田委員

私は、大変不勉強ですけれども、それほど狭めたものであるとは思っていませんでした。この企業立地トップセミナーは今度初めてやりますけれども、今後も企業誘致の関係のこういう形のは今回、実際にある部分で成功したらまた次にやりますよとか、それから今後は、こういうものについては年に 1 回ぐらい各所でそういうのを、小樽に進出したい企業に行うとか、こういう形になるのでしょうか。この辺のところについて、今後の展開はどのようなになるのでしょうか。

○（産業港湾）荒木主幹

今回の企業立地トップセミナーについては、まずその流れとしましては、小樽商大の准教授による基調講演、それから市長によるトップセールス、プレゼンテーション、それから今、既に小樽市に進出、工場を新築していただいた、具体的には東洋水産株式会社、それから一正蒲鉾株式会社の両者にプレゼンテーションを行っていただくという予定で、まず流れを考えております。

それと、第 2 部といたしまして、市長と参加企業による名刺交換会、これは立食形式による本当に懇談といえますか、その足がかりといえますか、そのようなところを今後展開していくような形を想定しております。

そういった意味では、このセミナーは、本市としては初めての試みとなりますけれども、このセミナーを開催して、その後、関係企業との関係を構築して、その後は市長みずからが首都圏に出向いて直接企業の方と話をさせていただくというような形で、まずは考えております。

ですから、今回はまず、このセミナーを足がかりとして、一つでも二つでも多くの企業が来ていただけるように、そういった形で考えております。

○吹田委員

今、聞いた中で、こういった形の取組は小樽にとっては非常に期待が持てると思はれていて、ぜひこれについて原課の皆さんも一生懸命取組を成功させていただきたいと思っております。

また、市長には、ぜひ東京に行っていただいて頑張らせていただきたいと思っておりますけれども、その辺のところが意気込みをよろしくお願いします。

○市長

今回の企業立地トップセミナーについては、今、主幹が申し上げたとおりであります。事前に小樽へ工場誘致あるいは工場を進出したいというようなお考えをお持ちのような企業にまずセミナーとして行きたいと思っております。そして、その中で現実的にそういう企業があれば、今度はトップセールスで誘致に動いていきたいと思っております。

答弁にありました、今年、札幌市から小樽市へ進出してきた東洋水産がまず一つあります。それからもう一つは、一正蒲鉾が新しく工場をつくっておりますので、この両者の工場、現場のトップの方にそれぞれセミナーに参加をしていただきたいと思っておりますので、できる限りこれからも続けていけるように、そして続けて実績が上がるように努力してまいりたいと思っております。

○委員長

一新小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。